

北竜町地域防災計画

(一般災害対策編)

平成26年3月

北竜町防災会議

〔目 次〕

一般災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の効果的推進	1
第4節 用語	2
第5節 計画の修正要領	2
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第7節 住民及び事業所の基本的責務	8
第2章 北竜町の概況	10
第1節 自然条件	10
第3章 防災組織	11
第1節 防災会議	11
第2節 町の災害対策組織	13
第3節 町職員の配備体制	19
第4節 住民組織等への協力要請	23
第5節 気象業務に関する計画	24
第4章 災害予防計画	34
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	35
第2節 防災訓練計画	37
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	39
第4節 相互応援体制整備計画	40
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	41
第6節 避難体制整備計画	44
第7節 避難行動要支援者等対策計画	49
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	53
第9節 建築物災害予防計画	54
第10節 消防計画	55
第11節 水害予防計画	57
第12節 風害予防計画	62
第13節 雪害予防計画	64
第14節 融雪災害予防計画	66
第15節 土砂災害予防計画	68
第16節 積雪・寒冷対策計画	71
第17節 複合災害に関する計画	73
第5章 災害応急対策計画	74
第1節 災害情報収集・伝達計画	74
第2節 災害通信計画	79
第3節 災害広報計画	84
第4節 応急措置実施計画	86

第5節	避難対策計画	89
第6節	救助救出計画	98
第7節	災害警備計画	99
第8節	交通応急対策計画	101
第9節	輸送計画	106
第10節	食料供給計画	108
第11節	給水計画	110
第12節	上下水道施設対策計画	112
第13節	衣料・生活必需物資供給計画	113
第14節	石油類燃料供給計画	115
第15節	医療救護計画	116
第16節	防疫計画	118
第17節	廃棄物処理等計画	121
第18節	飼養動物対策計画	122
第19節	文教対策計画	123
第20節	住宅対策計画	126
第21節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	130
第22節	障害物除去計画	132
第23節	応急土木対策計画	133
第24節	応急飼料計画	135
第25節	労務供給計画	136
第26節	ヘリコプター等活用計画	137
第27節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	140
第28節	広域応援計画	143
第29節	職員応援派遣計画	144
第30節	防災ボランティアとの連携計画	146
第31節	災害義援金募集（配分）計画	147
第32節	災害応急金融計画	148
第33節	災害救助法の適用と実施	149
第6章	地震災害対策計画	152
第7章	事故災害対策計画	153
第1節	航空災害対策計画	153
第2節	道路災害対策計画	157
第3節	危険物等災害対策計画	162
第4節	大規模な火事災害対策計画	169
第5節	林野火災対策計画	173
第8章	雪害・融雪害対策計画	178
第1節	雪害応急対策計画	178
第2節	融雪災害対策計画	180
第9章	災害復旧計画	181

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北竜町防災会議が作成する計画であり、北竜町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧対策等の災害対策を実施するに当たり町及び防災関係機関が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、その対策について定めることを目的とする。

- 1 北竜町、町の区域を管轄し、若しくは、町の区域に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の構成

北竜町地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、資料編によって構成する。

第3節 計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年 北海道条例 第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市町村、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに北竜町、北海道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|----------|--|
| 1 | 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律223号） |
| 2 | 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 | 防災会議 | 北竜町防災会議 |
| 4 | 本部（長） | 北竜町災害対策本部（長） |
| 5 | 防災計画 | 北竜町地域防災計画 |
| 6 | 防災関係機関 | 北竜町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関（基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）、北竜町を警備区域とする陸上自衛隊、北竜町の区域内の消防機関並びに北竜町の地域において業務を行う指定公共機関（同条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。） |
| 7 | 防災会議構成機関 | 北竜町防災会議条例（昭和37年条例第19号）第3条第5項に定める委員の属する機関 |
| 8 | 災害予防責任者 | 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 9 | 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| 10 | 複合災害 | 同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 11 | 要配慮者 | 災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者 |
| 12 | 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者 |
| ※ | 災害時要援護者 | 広く定着してきた用語だが、国の取組指針において使用されていないことから、「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の用語に統一 |

第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな防災計画を必要とするとき。

- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 北竜町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北竜町	(1) 防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 北竜町災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること。 (3) 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講じること。 (4) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (5) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 (6) 防災及び減災に関する思想の普及、防災訓練の実施に関すること。 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (8) その他災害発生の防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
教育委員会	(1) 災害時における被災児童生徒等の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 文教施設及び文化財等の保全対策等の実施に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
深川地区消防組合 深川消防署北竜支署及び 北竜消防団	(1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 (4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。

3 水道事業者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北空知広域水道企業団	(1) 災害時における飲料水及び生活用水の確保に関すること。 (2) 関連施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 札幌開発建設部 深川道路事務所 滝川河川事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 一般国道の維持防災及び輸送確保に関すること。 (6) 直轄管理区域内道路及び河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (7) 国管理区間内河川の危険箇所の整備、警戒、災害防止、維持補修及び災害復旧に関すること。 (8) 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。 (9) 水防工法等の現地指導に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 旭川地域センター	(1) 災害時における応急用食料の調達、供給に関すること。 (2) 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
北海道森林管理局 空知森林管理署北空知支署	(1) 所轄国有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
札幌管区気象台	(1) 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 観測成果を解析し、総合し、予報（注意報含む）、警報並びに情報等を発表すること。 (3) 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書を作成すること。 (4) 防災知識の普及及び指導に関すること。 (5) 指定河川の洪水予報に関すること。（開発局と共同発表）

5 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第 第2特科連隊第3大隊	(1) 災害派遣要請権者の要請に基づく部隊等の派遣に関すること。 (2) 町及び防災関係機関が行う防災訓練への協力に関すること。

6 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
空知総合振興局	(1) 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。 (2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (5) 町及び指定地方行政機関が実施する防災事務並びに業務の総合調整に関すること。 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (7) 救助法の適用及び実施に関すること。 (8) その他災害発生の防ぎよ及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
深川保健所 (空知総合振興局保健環境部深川地域保健室)	(1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。 (2) 災害時における医療救護活動に関すること。 (3) 災害時における防疫活動に関すること。 (4) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。 (5) 医薬品等の確保及び供給に関すること。 (6) 食品衛生の指導及び監視に関すること。
空知農業改良普及センター 北空知支所	(1) 農産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 農産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の病害虫防除の指導、その他営農指導に関すること。
空知家畜保健衛生所	(1) 畜産物の被害調査及び報告に関すること。 (2) 畜産物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。 (3) 被災地の家畜保健衛生の指導に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
鷹泊ダム管理事務所	(1) 所轄のダム施設等の防災管理に関すること。 (2) ダムの放流等に関し、町及び関係機関との連絡調整を図ること。
空知総合振興局森林室	(1) 所轄道有林の復旧、治山及び予防治山の実施に関すること。 (2) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。 (3) 災害時において町の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部 深川出張所	(1) 所轄道路、河川の維持管理、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 (2) 災害時における所轄道路の交通情報の収集及び交通の確保に関すること。 (3) ダムの放流について関係機関との連絡調整に関すること。

7 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旭川方面 沼田警察署	(1) 住民の避難誘導及び被災者の救助活動並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防その他被災地における社会維持に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 町及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道旅客鉄道株式会社 滝川駅	(1) 災害時における鉄道及びバスによる輸送の確保に関すること。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
日本郵便株式会社 和・碧水郵便局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便貯金及び簡易保険事業の非常取扱いに関すること。 (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
東日本電信電話株式会社 北海道支店	(1) 災害時における通信の確保に関すること。 (2) 気象官署からの気象警報の伝達に関すること。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ北海道支社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること。
KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること。
ソフトバンクモバイル 株式会社	(1) 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること。
北海道電力株式会社 深川営業所	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本赤十字社北海道支部 北竜町分区	(1) 災害時における医療、助産その他救助・救援に関すること。 (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の受入れに関すること。 (3) 災害ボランティアが行う救援活動の連絡調整に関すること。 (4) 災害義援金の募集（配分）に関すること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人深川医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関する事。
北竜土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策に関する事。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。

10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
きたそらち農業協同組合 (JAきたそらち)北竜支所	(1) 災害時における食料の確保を図ること。 (2) 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事。 (3) 農産物の災害応急対策について指導を行うこと。
北竜町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資、復旧資材の確保協力に関する事。 (2) 被災商工業者に対する融資及びあっせんに関する事。 (3) 災害時における商工業者の経営指導等に関する事。
北空知森林組合	(1) 被災組合員に対し融資のあっせんを行うこと。 (2) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
北海道中央バス株式会社 滝川営業所	(1) 災害時におけるバス等による輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等について関係機関への支援を行うこと。
空知中央バス	(1) 災害時におけるバス等による輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等について関係機関への支援を行うこと。
北竜建設業協会	(1) 災害時における応急土木建築工事についての協力を行うこと。
一般輸送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。
危険物関係施設の管理者	(1) 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
一般病院及び診療所	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関する事。
避難場所の管理者	(1) 避難場所の適正な管理、運営及び災害応急対策の実施についての協力に関する事。
北竜町社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関する事。 (2) 被災者の保護についての協力に関する事。
北竜町内小・中学校	(1) 児童生徒の避難保護に関する事。 (2) 応急教育対策及び被災施設の災害復旧に関する事。 (3) 被災者の一時収容措置についての協力に関する事。
各町内会等 (自主防災組織、各種団体等)	(1) 災害時における住民連携及び相互の奉仕協力に関する事。 (2) 災害予防責任者が実施する防災訓練等への協力及び防災予防に関する事。 (3) 非常食等の炊き出し及びボランティア活動に関する事。 (4) 避難所運営に関する事。

第7節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び町内の事業所は、その自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的、経済的な被害軽減を目的に減災対策の充実に努める。

第1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法を確認
- (2) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、救急用品等の非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、講習会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成及び自主防災組織による予防活動の推進
- (8) 防災行政無線（戸別受信機）の電池交換等、町の防災情報に対する受信環境の整備

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

第2 事業所の責務

施設利用者や従業員の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献度等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備及び耐震化の促進
- (3) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (5) 取引先とのサプライチェーンの確保

※サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり視点から、効果的な事業

構築・運営する経営手腕

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 施設利用者及び従業員への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 施設利用者及び従業員の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 北竜町の概況

第1節 自然条件

第1 位置、地勢及び面積

本町は空知支庁管内に属し、雨竜郡の北西部に位置し、東は雨竜川を境に秩父別町に、南は雨竜川、恵岱別川を隔て妹背牛町及び雨竜町に、西は増毛山脈を隔て留萌市及び増毛町に、北は美葉牛川を境に沼田町に接している。

暑寒別岳を主峰とする増毛山脈とその支脈のいくつかが本町北西の町界から区域内を走って、全面積の4分の3は山地となり南東部に雨竜川、恵岱別川沿岸の沢野と北西部に美葉牛川に沿う平坦農耕地約2,700haがあり丘陵岳地帯の数条の沢地帯に約200haの農耕地が点在している。

東 経 自 141度31分
至 141度56分
北 緯 自 43度43分
至 43度51分
面積 158.72平方キロメートル

第2 気 候

本町の気候は四季を通じて寒暖の差が激しく、一年の最高気温は7～8月にかけて30度を超え、最低気温は1～2月にかけてマイナス25度を下回ることもある。

風は6～9月に南西の風が多く、12～2月の北風がこれに次いでいる。

初雪は11月上旬にみられ同月下旬には根雪となる。融雪は4月下旬～5月上旬で山間地帯の融雪は若干遅れる。

第3 災害の記録

本町の災害は、風水害、冷害が多く、その他竜巻、地震などが主なものといえる。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・過去の災害の記録（資料6）

第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

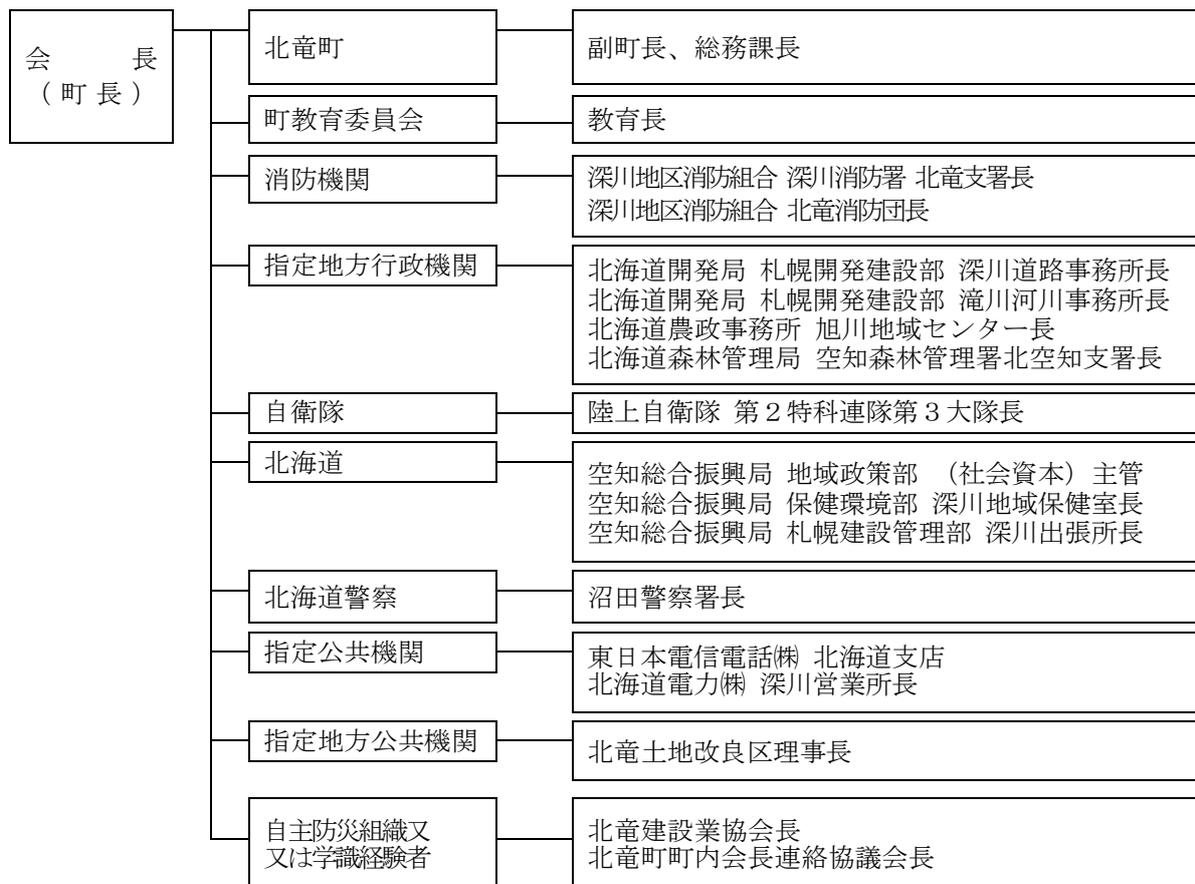
第1節 防災会議

防災会議は、基本法第16条第6項に基づく北竜町防災会議条例（以下この節において「条例」という。）により、その事務所掌及び組織が定められている。

町長を会長とし、町長が任命する者等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、防災に関する重要事項を審議するとともに、その実施の推進を図ること、災害の発生時においては、関係機関相互間の連絡調整を図ることを任務とする。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

第1 町防災会議の組織



第2 運営

防災会議の運営は北竜町防災会議条例の定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 北竜町防災会議条例（資料23）

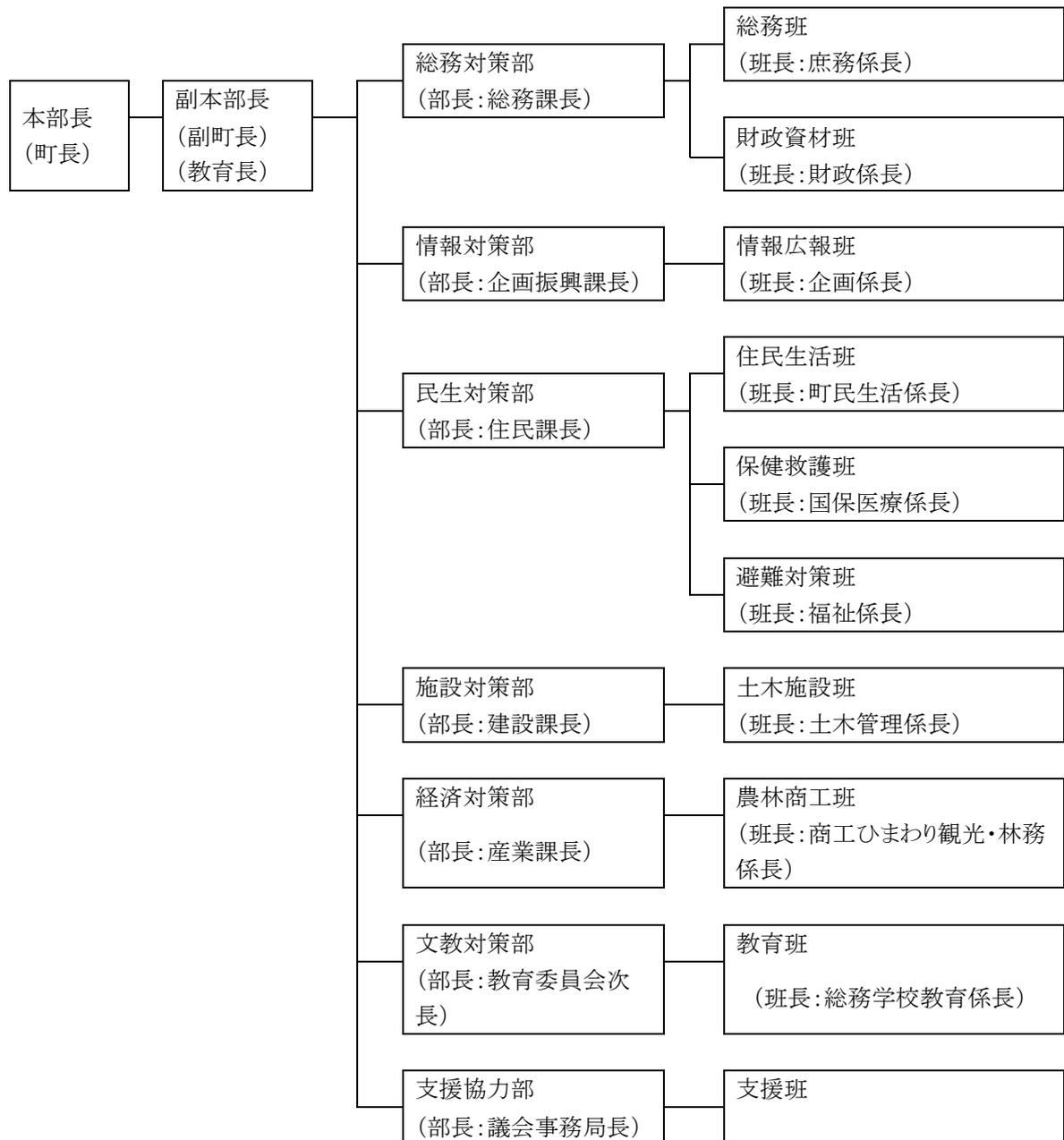
第2節 町の災害対策組織

第1 町の災害対策組織

1 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

北竜町災害対策本部組織図



2 運営

災害対策本部の運営は、北竜町災害対策本部条例（昭和37年条例第20号）に定めるところによる。

資料編〔条例・協定等〕 ・北竜町災害対策本部条例（資料24）

3 事務分掌

本部の事務分掌は、次のとおりとする。

対策部名		班名		所管業務
総務対策部	(部長：総務課長) 総務課	総務班	(班長：庶務係長) 庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に関する事。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 3 災害対策本部の庶務に関する事。 4 職員の配備計画に関する事。 5 職員の非常招集に関する事。 6 動員職員の出動状況の記録に関する事。 7 気象予警報の収集及び伝達に関する事。 8 災害情報の収集及び伝達に関する事。 9 避難の勧告又は指示の発令に関する事。 10 知事への災害報告に関する事。 11 自衛隊、広域応援の派遣要請に関する事。 12 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関する事。 13 救助法の適用に関する事。 14 庁内の非常体制に関する事。 15 自衛隊、広域応援の受入れに関する事。 16 災害視察者、見舞者等の応援に関する事。 17 労務の供給に関する事。 18 他部班との連絡調整に関する事。 19 その他、他の部に属さない事。 20 本部長の指示に関する事。
			財政資材班	(班長：財政係長) 財政係 税務係
情報対策部	(部長：企画振興課長) 企画振興課	情報広報班	(班長：企画係長) 広報統計係 企画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の記録に関する事。 2 災害広報に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 情報通信施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 本部長の指示に関する事。

対策部名		班名		所管業務
民生対策部	(部長：住民課長) 住民課	住民生活班	(班長：町民生活係長) 町民生活係 戸籍年金係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する相談、苦情等に関する事。 2 住民組織との連絡及び協力に関する事。 3 防災ボランティアの受入れ及び調整に関する事。 4 災害による行方不明者の捜索に関する事。 5 死体の収容処理及び埋葬に関する事。 6 死亡獣畜の処理に関する事。 7 防疫に関する事。 8 被災地における交通安全対策に関する事。 9 災害時の防犯に関する事。 10 り災証明に関する事。 11 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事。 12 被災地における環境保全及び公害対策に関する事。 13 衛生関係施設の被害調査に関する事。 14 本部長の指示に関する事。
		保健救護班	(班長：国保医療係長) 国保医療係 保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療に関する事。 2 社会福祉施設、保健医療施設の被害調査に関する事。 3 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事。 4 感染症の予防に関する事。 5 救急医療及び助産に関する事。 6 救急薬品等の供給確保に関する事。 7 応急救護所の開設及び管理に関する事。 8 深川保健所との連絡調整に関する事。 9 医師会との連絡調整に関する事。 10 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 11 被災者の避難誘導の支援に関する事。 12 救護班の編成に関する事。 13 本部長の指示に関する事。
		避難対策班	(班長：福祉係長) 福祉係 介護保険係	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び管理運営に関する事。 2 避難場所における救助物資の配分に関する事。 3 その他避難場所に関する事。 4 被災者の避難誘導に関する事。 5 要配慮者(避難行動要支援者)の避難等の安全確保、諸対応に関する事。 6 避難者の移送に関する事。 7 被災者に対する生活援護に関する事。 8 被災者への食料供給計画に関する事。 9 炊き出しに関する事。 10 仮設トイレの設置に関する事。 11 本部長の指示に関する事。

対策部名		班名		所管業務
施設対策部	(部長：建設課長) 建設課	土木施設班	(班長：土木管理係長) 土木管理係 建築住宅係 上下水道係	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の通行禁止及び制限に関する事。 2 道路、河川、橋りょう、公園、下水道施設等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 3 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 災害現場への土木・建築用資材等の輸送計画の策定及び実施に関する事。 6 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 7 水防計画に定める水防活動に関する事。 8 応急仮設住宅等の建設に関する事。 9 住宅の応急修理に関する事。 10 町有住宅、公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 11 農林業施設の応急対策及び災害復旧に関する事。 12 北空知広域水道企業団との連絡調整に関する事。 13 被災地における飲料水の確保及び供給に関する事。 14 本部長の指示に関する事。
経済対策部	(部長：産業課長) 産業課	農林商工班	(班長：商工ひまわり観光・林務係長) 商工ひまわり観光・林務係 農業振興係 農業担い手対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道の通行禁止及び制限に関する事。 2 農林業関係の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 3 被災農家の援護に関する事。 4 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関する事。 5 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。 6 林野火災に関する事。 7 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 8 商工業関係の被害調査に関する事。 9 被災商工業者の援護対策に関する事。 10 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事。 11 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 12 観光施設入館者の避難誘導に関する事。 13 本部長の指示に関する事。

対策部名		班名		所管業務
文教対策部	(部長：教育委員会次長) 教育委員会	教育班	(班長：総務学校教育係長) 総務学校教育係 社会教育係 社会体育係	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 学校教育施設の災害復旧に関すること。 3 学用品等の調達及び支給に関すること。 4 被災児童生徒等の応急教育対策に関すること。 5 被災児童生徒等の安全確保、応急救護及びり災状況の調査に関すること。 6 学校給食の供給に関すること。 7 社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 社会教育及び体育施設の災害復旧に関すること。 9 本部長の指示に関すること。
支援協力部	(部長：議会事務局次長) 出納室 議会事務局	支援班	出納係 議会事務局庶務係 議事係	1 災害現地の視察及び応援に関すること。 2 他班の支援に関すること。 3 本部長の指示に関すること。

※ 本部長の指示に関することについて

他の部（班）の応援・支援等の業務につくことを意味する。

災害発生時には、初動体制の構築及び参集状況により、各業務について当該班の人員のみで対応することが困難であることも想定される。

そのため、※の記載の部（班）は、本部長の指示のもと、他の部（班）の応援・支援等の業務につくものとする。

※ 各課長補佐（主幹を含む。）は、各対策部長を補佐する。

4 設置場所

本部は、北竜町役場庁舎内に置くものとする。但し、庁舎が被災し、使用できない場合は、代替施設として深川地区消防組合深川消防署北竜支署を使用する。但し、前記施設が使用できない場合は、又は町長が特に認めた場合は他の公共施設に設置するものとする。

5 廃止

町長は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

6 通知

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、職員、防災会議構成機関その他防災関係機関、報道機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。

7 標識

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板を掲げるものとする。
- (2) 災害対策に従事する本部職員は、必要に応じ腕章を着用するものとする。
- (3) 災害対策に使用する本部の自動車には、標章を標示するものとする。

資料編〔防災組織〕 ・ 災害対策本部掲示板・腕章（資料2）

第2 現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置するものとする。

第3節 町職員の配備体制

第1 非常配備体制

1 非常配備体制の基準

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。但し、町長は、災害対策本部を設置するまでに至らない場合においては、必要な配備体制をとるものとする。

非常配備体制の基準は次のとおりとする。

区分	体制	配備基準	配備要員	活動内容
災害対策本部設置前	警戒準備配備	(1) 町域に気象予報警報（大雨・洪水・大雪等）の発表が予想されるとき。	総務課（庶務係）	(1) 気象等に関する情報収集及び連絡活動を実施
	第1非常配備	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 (2) 町内に震度4以上の地震が発生したとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	・各課長 ・総務課（庶務係） ・町長が指名する職員	(1) 災害情報の収集 (2) 町施設等の警戒巡視
災害対策本部設置後	第2非常配備	(1) 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 (2) 町内で概ね震度5弱以上の地震が発生したとき。 (3) 必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	・各課長 ・総務課(庶務係)各係長 ・町長、各課長が指名する職員	(1) 災害情報の収集・伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び町施設等の警戒巡視 (4) 災害応急対策の準備 (5) 非常配備体制の移行準備
	第3非常配備	(1) 特別警報を受け、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき。 (2) 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 (3) 町内で概ね震度5強以上の地震が発生したとき。 (4) その他本部長が必要と認めたとき。	・全職員	(1) 災害情報の収集及び伝達の強化 (2) 防災関係機関との密な連絡調整 (3) 災害応急対策

第2 各非常配備体制等の内容及び職員の配備体制

1 警戒準備配備体制

- (1) 総務課長は、札幌管区気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収集・伝達を行うものとする。
- (2) 気象等の状況により非常配備体制への移行できる体制をとる。

2 第1非常配備体制

- (1) 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに配備体制につく。
- (2) 第1非常配備に係る指揮監督は、各課長が行う。
なお、総括は副町長が行う。
- (3) 総務課長は、札幌管区気象台その他防災関係機関と連絡をとり、気象情報、災害状況等の情報収集を行うものとする。
- (4) 副町長は、災害対策本部の設置（第2非常配備体制への移行）について、町長と協議するものとする。

3 第2非常配備体制

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準以上に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 町長は、状況に応じ、直ちに災害対策本部を設置する。
- (2) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて災害対策本部員会議を開催するものとする。
- (3) 各部長は、所掌事務に係る情報の収集伝達体制を強化するものとする。
- (4) 総務対策部長は、各部長及び防災関係機関と連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、その状態を本部長に報告するものとする。
- (5) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現況を部員に周知し、所要の人員を非常配備につかせること。
 - イ 設備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地へ配備すること。
 - ウ 各部及び防災関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

4 第3非常配備体制

非常配備（第3号）体制が指令された後は、各対策班は災害対策活動に全力を集中すると共に、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

＜災害対策本部設置基準の詳細＞

風 水 害	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で避難勧告や孤立集落の発生等が発生し、応急対策が必要となる時。 ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要となる時。
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> ・大雪による交通まひ等の事態が発生し、応急対策が必要となる時。 ・大雪による被害が大規模で、広域にわたるとき。
地 震	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要がある時。 ・地震による大規模な被害が発生したとき又は発生するおそれがある時。
大 事 故 等	
航 空 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行機等の墜落事故で対策が必要となる時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
道 路 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要となる時。 ・被害が大規模となる時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
危 険 物 等 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、大規模な被害が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
大 規 模 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋・施設や人的被害が発生し、大規模な被害が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
林 野 火 災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。

第3 配備計画

- 1 本部長は、第2非常配備体制を決定したときは、直ちに対策部長に指示し、各部長に対し、本部の設置及び非常配備を通知するものとする。
- 2 部長は、前記1の通知を受けたときは、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。
- 3 配備要員は、各部長から前記2の通知を受けたときは、直ちに所定の配備につくものとする。
- 4 各部長は、予め部内の職員動員連絡系統図を作成し、関係職員に周知徹底しておくものとする。
- 5 各部長は前記4の職員動員連絡系統図を作成したときは、本部長に提出するものとする。
- 6 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、複数の対策部に所属する職員の配置を決定し、また必要に応じて各部に所属する職員を他の部に応援させるものとする。
- 7 災害の状況により応援を必要とする部にあつては、当該部長を通じて本部長に要請し、必要数の応援を受けるものとする。
- 8 非常配備体制下における職員の動員(招集)は、本計画の定めに準じて行うものとする。

第4 職員の非常参集

- 1 職員は、勤務時間外・休日等に動員の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡をとり、又は自らの判断により参集し、非常配備基準に基づく配備につくものとする。
- 2 各課長等は、職員が非常参集したときは、職員の参集状況を把握し、総務課長に報告す

るものとする。

3 勤務時間外の参集時には、概ね次の事項に留意して行動することとする。

ア 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

イ 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒（飲料水）、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

ウ 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、その情報を所属の上司に報告する。特に、診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、所属の対策部長に詳しく報告する。

エ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、管轄消防署又は警察署等へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、近隣住民の協力を求めた消火活動など適切な措置を講じ、職員本人はできる限り迅速な参集を行う。

第5 勤務時間外・休日等の連絡体制

1 日直者は、次の情報を受けた場合は直ちに総務課長に連絡するものとする。

- (1) 気象警報等が空知総合振興局又は札幌管区气象台、NTT東日本仙台センタ若しくはNTT西日本大阪センタ（警題のみ）から通報された場合
- (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
- (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

2 総務課長は、必要に応じて町長、副町長及び関係課長等、職員に通知するものとする。

3 前記1及び2の場合の伝達は、電話、携帯電話メール等によるものとする。

4 第2非常配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合の職員への連絡等は、「本節 第3 配備計画」のとおりとする。

5 震度5強以上の地震が発生したときは、すべての職員が、動員（招集）の指示を待つことなく、できる限り早期に参集できる有効な手段を用いて、直ちに参集するものとする。

第6 町長の職務の代理

緊急担当者会議の招集及び災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長が、副町長に事故あるときは、教育長がその職務を代理する。

第4節 住民組織等への協力要請

第1 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長は、特に必要と認める場合は、住民組織等に対し協力を要請するものとする。

第2 協力要請事項

1 協力要請事項

住民組織等に対して協力を要請する事項は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所及び被災者の収容のための収容避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び災害対策本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 収容避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 災害対策本部員が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、町長が協力を求める事項。

2 協力要請先

協力を要請する主な住民組織等は、次のとおりとする。

団 体 名	関係所管課
北竜町町内会長連絡協議会	総務課
北竜町社会福祉協議会	住民課
北竜町日赤奉仕団	住民課
北竜町女性団体連絡協議会	教育委員会

備考 各町内会の代表者名、連絡先等については、別に名簿を作成しておくものとする。

3 担当対策部

住民組織等の活動についての担当は、協力を求める種別によって関係の対策部とする。

第3 自主防災組織への協力要請

- 1 自主防災組織の育成については、「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」によるものとする。
- 2 自主防災組織が組織された場合にあつては、町長は、自主防災組織に協力を要請するものとする。

第5節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等はこの計画に定めるところによる。

第1 予報区

町が該当する一般予報区（※1）及び警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりとする。

図表 警報・注意報の予報区域

府県予報区名称 (担当気象官署)	区 域	一次細分区域名 (※2)	市町村等を まとめた地域 (※3)	二次細分区域名 (※4)
石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台)	石狩振興局管内 空知総合振興局管内 後志総合振興局管内	空知地方	北空知	深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町

- ※1 一般予報区は、国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）、全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区に分かれている。北海道は全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と、7つの府県予報区に分かれている。
- ※2 一次細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定している。北海道においては、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。
- ※3 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。
- ※4 二次細分区域は、警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部、例外あり。）海に面する区域にあっては沿岸の海域を含む。

第2 気象情報等の種類

気象庁が警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する主な気象情報は、次のとおり。

図表 気象情報等の種類

情報の種類	概要
(1) 地方気象情報、 府県気象情報	気象情報とは、気象業務法及び気象官署予報業務規則に基づき、気象庁が観測成果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進させることを目的とする情報。 気象の予報等について、警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。
(2) 台風に関する 気象情報	気象庁が北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。
(3) 記録的短時間 大雨情報	気象庁が府県予報区内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合に、府県気象情報の一種として発表する情報。
(4) 竜巻注意情報	気象庁が積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト（局地的・短時間に上空から吹く極端に強い下降気流）等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報。情報の有効期間は、発表から1時間である。
(5) 土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同して発表する情報。

第3 注意報及び警報の種類並びに発表基準

気象等に関する注意報、警報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の規定に基づき行うもので、本町における注意報及び警報の種類、発表基準、伝達方法等は次のとおり。

1 気象注意報発表基準

図表 注意報発表基準一覧表

府県予報区	石狩・空知・後志地方	
一次細分区域	空知地方	
市町村等をまとめた地域	北空知	
大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
	土壌雨量指数基準	71
洪水	雨量基準	—
	流域雨量指数基準	恵岱別川流域=12
	複合基準	—

	指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [雨竜橋]
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
雪崩	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温	5月～10月：（平均気温） 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温） 平年より8℃以上低い	
霜	最低気温3℃以下	
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	記録的短時間大雨情報100mm

※1 土壌雨量指数：土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には町等の域内における基準値の最低値を示している。

※2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域毎に算出する。「恵岱別川流域=12」は、「恵岱別川流域の流域雨量指数12以上」を意味する。

2 気象警報発表基準

図表 気象警報発表基準

大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101
洪水		雨量基準	—
		流域雨量指数基準	恵岱別川流域=16
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [雨竜橋]
暴風		平均風速	18m/s
暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm

※ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準を示す。

3 地面現象注意報及び警報（地すべり）

図表 地面現象注意報及び警報発表基準

地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。

4 浸水注意報及び警報

図表 浸水注意報及び警報発表基準

浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象注意報に含めて発表される。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象警報に含めて発表される。

5 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。

発表する特別警報の種類及び発表基準例は、次のとおりである。

なお、噴火警報、緊急地震速報についても特別警報に位置づける。

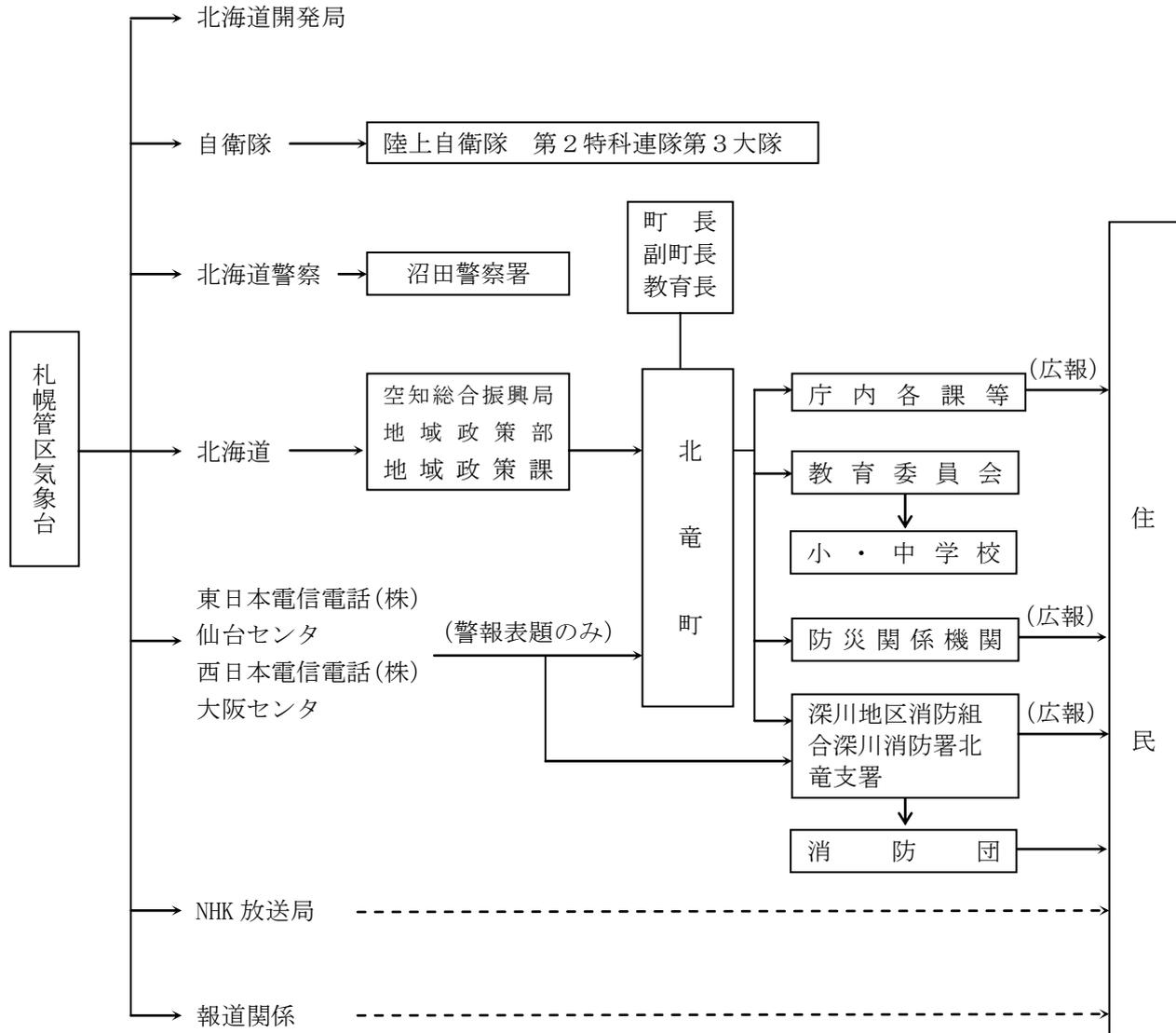
一般の利用に適合する特別警報	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 （噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）

第4 気象警報等の伝達系統

1 注意報及び警報等の伝達系統

予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の情報伝達系統図は次のとおり。

図表 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等情報伝達系統図



資料編〔様式〕・気象通報受理簿（兼送信票）（別記第6号様式）

2 庁内の伝達系統

庁内の気象注意報及び警報等は次のように伝達する。なお、通報又は伝達は、電話、無線、ファクシミリその他最も有効な方法を用いて行う。

- (1) 気象注意報及び警報等は、勤務時間中は総務課が、勤務時間外は日直者が受理する。
- (2) 勤務時間外に深川地区消防組合深川消防署北竜支署が気象注意報、警報等を受けたときは、気象通報受理簿（兼送信票）に記載するとともに、総務課長に連絡する。
- (3) 気象通報受理簿（兼送信票）は、宿日直業務終了後、総務課長に提出する。
- (4) 総務課長は、気象注意報及び警報を受理した場合、速やかに町長に報告するとともに、必要に応じて関係課長等に連絡する。また、特別警報にあっては、速やかに住民に伝達する。

第5 雨量情報・水位情報

町内を流れる河川の雨量観測所及び基準水位は次のとおり。

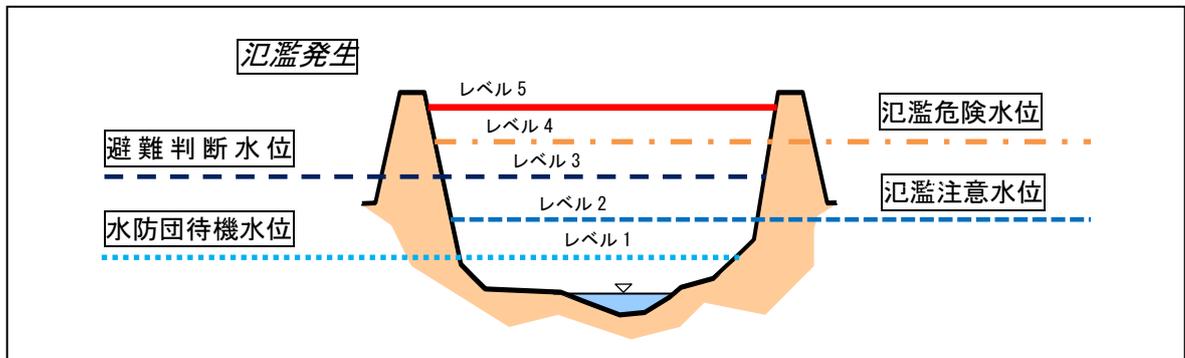
図表 雨量観測所

河川名	観測所名	所在地	標高	種別
恵岱別川	石油沢	北竜町竜西46番地の2 (道道94号線柳橋付近)	124m	テレメータ 雨量
美葉牛川	美葉牛	北竜町字美葉牛88番2	66m	テレメータ 雨量
恵岱別川	恵岱別	雨竜町字桂の沢1160番4	68m	テレメータ 雨量

図表 水位観測所と基準水位

河川名	観測所名	観測地点 (所在地)	水防団待 機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	種別
美葉牛川	碧水	北竜町字碧水77番2 (美葉牛橋地点)	43.31m	44.50m	-m	45.69m	テレメ ータ 水位
雨竜川	北竜橋	北竜町妹背牛字千秋 (北竜橋下流約50m)	36.80m	38.10m	-m	-m	テレメ ータ 水位
恵岱別 川	恵岱 別	雨竜町字桂の沢1160 番4	63.85 m	64.76 m	-m	65.86 m	テレメ ータ 水位

図表 (参考) 水位観測地点の位置図と洪水危険レベルについて



水位危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表基準 (対住民)	町・住民に 求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団 待機水位		水防団待機
レベル2 (注意)	氾濫 注意情報 [洪水注意報]	氾濫 注意水位	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき。	町は、避難準備情報(避難行動要支援者避難情報)発令を判断 住民は、氾濫に関する情報に注意 水防団出動

水位危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表基準(対住民)	町・住民に求める行動等
レベル3 (警戒)	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき。	町は、避難勧告等の発令を判断 住民は、避難を判断
レベル4 (危険)	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	氾濫危険水位に到達したとき。	住民の避難完了
レベル5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき。	逃げ遅れた住民の救助等、新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

(注) 雨量・水位情報は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」で確認することができる。

第6 水防活動用気象注意報及び気象警報

1 種類

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、表の左欄に掲げる種類ごとに、表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行される。

図表 水防活動用気象注意報及び気象警報

水防活動用	気象注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2 水防警報

北海道開発局又は知事が指定する河川地域の水防管理団体に、水防活動を行う必要があることを警告して発表する。

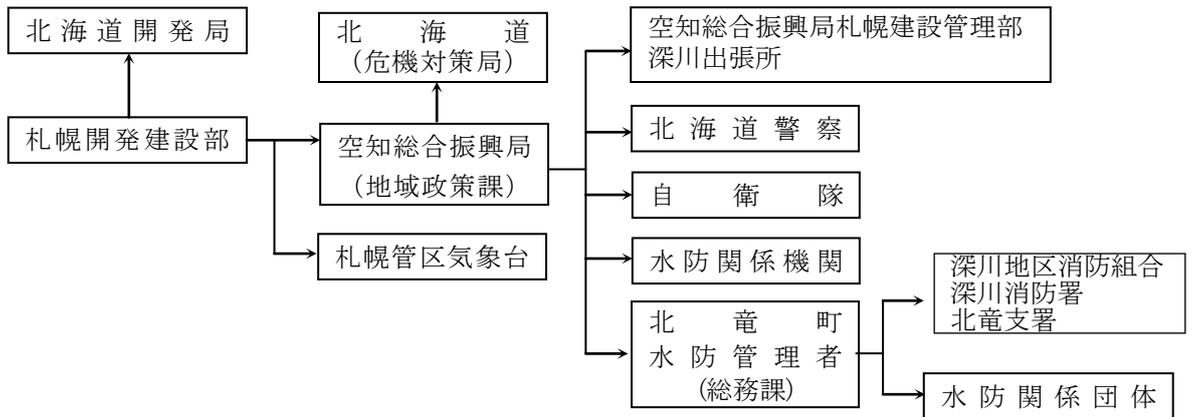
(1) 水防警報指定河川名

図表 水防警報指定河川名

河川名	実施機関	振興局名	知事が水防警報を通知する関係水防管理者
雨竜川	札幌開発建設部	空知総合振興局	北竜町長

(2) 伝達系統

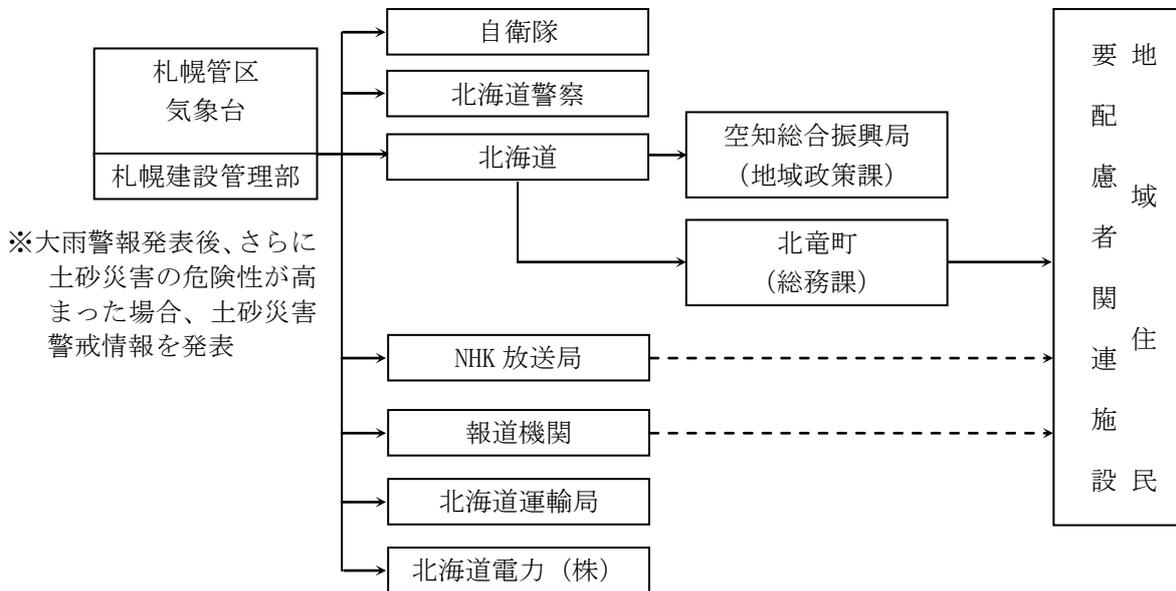
北海道開発局が発表する場合（国土交通大臣が行う水防警報）



第7 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まったときに、町長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、空知総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。伝達は次の系統により行う。

図表 土砂災害警戒情報の伝達系統



第8 火災に関する通報等

1 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法の規定に基づき、気象官署から各振興局長に通報される。通報を受けた空知総合振興局長は、町長に通報する。

(1) 通報基準

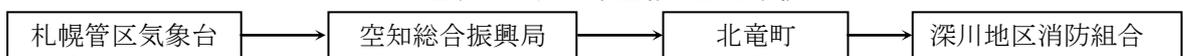
図表 火災気象通報基準

発表官署	通報基準
札幌管区気象台	実効湿度70%以下で最小湿度40%以下の場合、若しくは、平均風速で陸上14m/s以上が予想される場合。 但し、平均風速が14m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統

伝達系統は次のとおり。

図表 火災気象通報の伝達系統



2 林野火災気象情報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章 第5節 林野火災対策計画」に準ずる。

第9 異常現象を発見した者の措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生した場合、又は頻発地震、異常音響及び地変等の異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）発見者は、速やかに町、沼田警察署、深川地区消防組合深川消防署北竜支署等に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 通報の取扱い

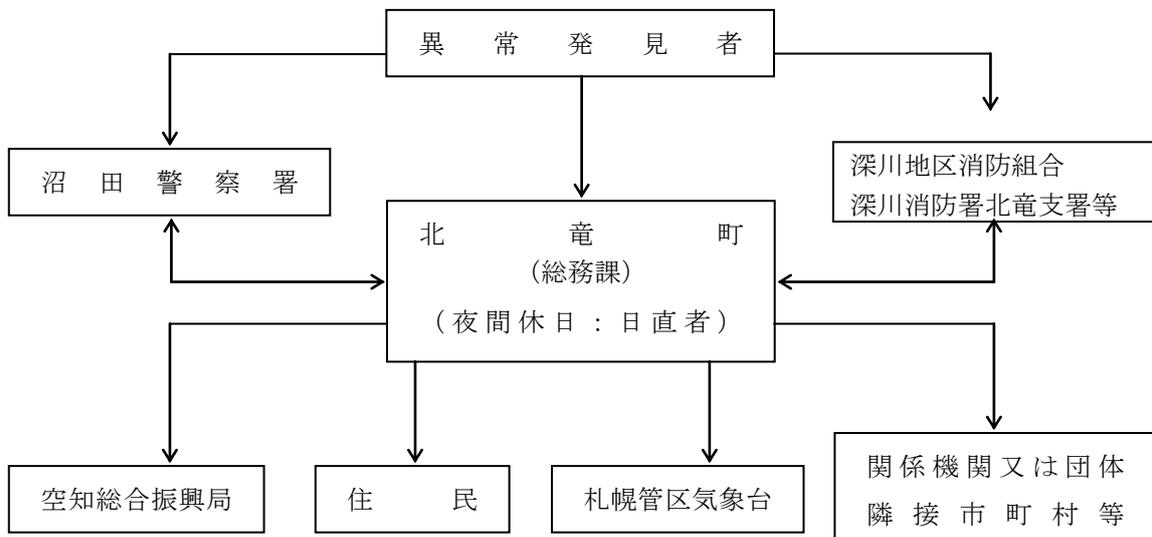
発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、総務課長（本部設置後は総務対策部長）に報告し、その指示により事務処理に当たる。

休日、夜間にあつては、深川地区消防組合深川消防署北竜支署が受理し、総務課長（本部設置後は総務対策部長）へ報告し、その指示を受けるものとする。

3 町から防災関係機関への通報及び住民への通知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により、必要に応じて防災関係機関に通報するとともに住民に周知する。

図表 異常現象発見通報の連絡系統



第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するために災害予防に重要な警戒区域及び必要な施設の整備並びに訓練等の計画については本計画に定めるところによる。

第1 災害危険区域

- (1) 災害の発生が予想される災害危険区域は、資料編に掲載する資料9から13のとおりである。

図表 災害危険区域（箇所数）

区分		該当箇所数	備考
重要水防箇所		5箇所	資料9
		3箇所	
地すべり・がけ崩れ等危険区域	地すべり防止区域	2箇所	資料11
	急傾斜地崩壊危険区域	0箇所	
土石流危険渓流		4箇所	資料12
土砂災害警戒区域		0箇所	
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	48箇所	資料13
	崩壊土砂流出危険地区	30箇所	
	地すべり危険地区	3箇所	

※ 水防区域は、被害想定調査（災害危険区域現地調査）中「第2表掲載データ」の該当箇所及び重要水防箇所数を掲載。

※ 地すべり・がけ崩れ等危険区域は、被害想定調査（災害危険区域現地調査）中「第5表（1）掲載データ」の該当箇所を掲載。

※ 山地災害危険地区は、林野庁「山地災害危険地区調査」の該当箇所を掲載。

- (2) 町内における危険物等の所在は、資料14のとおりである。

図表 危険物等の所在（箇所数）

区分	施設数	数量	備考
危険物等の所在	17施設	17箇所	資料14

資料編〔災害危険箇所〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要水防箇所・水防区域（資料9） ・ 地すべり危険区域（資料11） ・ 土石流危険渓流（資料12） ・ 山地災害危険地区（資料13） ・ 危険物所在一覧（資料14）
-------------	--

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する災害予防応急対策等防災知識の普及は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 北竜町

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 住民への防災知識の普及・啓発においては、防災知識や技術を身につけた北海道地域防災マスター（※1）等の地域の防災活動におけるリーダーの育成に努め、連携を図る。

（※1）北海道地域防災マスター

北海道が認定する地域における防災リーダーで、消防や市町村等で防災業務を経験してきた方が振興局ごとに開催する研修を修了し、指導者としての心構えなどを身につけた上で認定される。なお、北海道地域防災マスターの活動はあくまでボランティアで行われるものである。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 町広報紙、町ホームページの活用
- 3 マニュアル、パンフレット等の配布
- 4 学校教育、社会教育を通しての普及
- 5 その他

第4 普及・啓発を要する事項

- 1 防災計画の概要
- 2 災害に関する一般的知識
- 3 自助（備蓄）の心得
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を推進する。
- 2 社会教育においては、PTA、老人大学、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により効果のある時期を選んで行う。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練に関する計画は、次のとおりである。

第1 訓練実施機関

訓練は、町をはじめとする災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 消火訓練
- 3 救難救助訓練
- 4 情報通信訓練
- 5 非常招集訓練
- 6 総合訓練
- 7 防災図上訓練
- 8 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、相互応援協定を締結している民間団体、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等との共同訓練を実施する。

第5 地域における防災訓練の支援

町は、「北海道地域防災マスター」等の地域における防災リーダーと連携しながら、地域における防災訓練の支援を行う。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

町及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練

や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努める。

第1 食料その他の物資の確保

町は、予め食料関係機関及び保有業者と食料品や日用品等の調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における応急生活物資の確保に努める。(資料15)

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

1 家庭での備蓄

- (1) 住民に対し、3日分の飲料水(1人3リットル/日)と食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等を各家庭において確保できるよう、防災週間や防災関連行事等を通じた広報等あらゆる機会を用いて啓発を図る。
- (2) 食料品を多めに買い置きしておく等、日常的に一定の食料を常備する習慣の普及を図る。
- (3) 各家庭で、災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持出袋」を用意する習慣の普及を図る。

2 公共での備蓄

飲料水、食料、寝具、燃料、その他生活必需品等、緊急度、重要度の高いもの、即時調達の難しいものについて計画的に備蓄と管理を行う。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

当町の防災資機材の保有状況は、資料15のとおりである。

第3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

町は、平常時の物資備蓄にかかるコストを抑制し、かつ災害時における住民生活の早期安定を図るため、町内等の民間事業者(食料・医薬品販売業者等)の協力を得られるよう、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結を進める。

資料編【物資・資機材】	・防災資機材・救援備蓄物資一覧(資料15)
資料編【条例・協定等】	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定(資料30)

第4節 相互応援体制整備計画

町をはじめとする災害予防責任者が、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるための対策は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

町をはじめとする災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施できるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努める。

第2 相互応援体制の整備

- 1 町は、他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、予め災害対策上必要な資料の整備を行うほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制及び受援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を今後検討する。

第3 北空知1市4町災害相互応援協定

- 1 平成25年12月20日深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町及び北竜町（以下「構成市町」という）は、災害時の相互応援協定に関して災害時相互応援協定を締結する。
- 2 構成市町及び構成市町と友好協定等を締結している都市等（「友好都市」という）において災害が発生した場合には、構成市町が相互に協力し、迅速な応急対策と被災者の応急活動を実施することにより被害の軽減を図り、住民福祉の増進を図る。
- 3 今後、構成市町内にある企業、NPO等と災害時における応援協定を締結する事を現在協議検討している。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに各町内会活動を中心として住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者（避難行動要支援者）の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

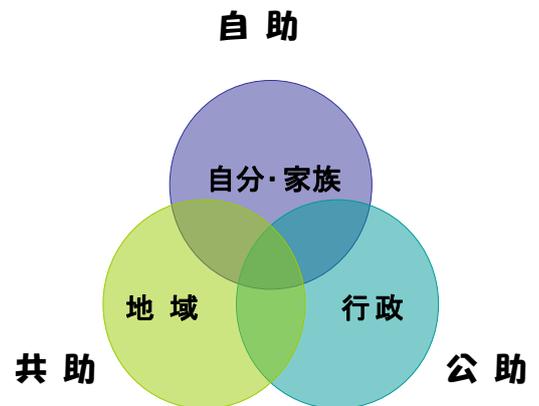
- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとする。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。



(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練 (DIG)

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

※流言飛語

根拠のない、いいかげんな嘘、根も葉もないデマ

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者（避難行動要支援者）などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5 防災リーダーとの連携、養成

自主防災組織の設置、若しくはその活動において、防災知識や技術を身につけた指導的役割を果たす人材が必要不可欠であることから、町は、北海道地域防災マスター等の防災リーダーの育成を図るとともに、防災リーダーとの緊密な連携、協力体制の確立し、地域における自主防災活動の中心となる人材の養成に努めるものとする。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難場所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難場所の確保及び標識の設置

1 町は、大規模火災、風水害、地震等の災害から住民の安全を確保するために、避難時間の短縮や日常生活などを考慮した避難場所及び避難路の指定及び整備を図るとともに、避難場所や避難経路に案内標識を設置するなど、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備する。

また、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

2 避難場所の整備に当たっては、要配慮者や観光客等の利用に十分配慮する。

3 避難場所の選定要件は次のとおり。

- (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を十分確保できること。
- (2) がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

第2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを收容するための避難所を予め選定、確保し、整備を図るものとする。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておくよう努める。

1 避難所等の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること。
- (2) 浸水等の被害のおそれがないこと。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること。
- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと。
- (6) その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

第3 避難場所についての住民及び施設管理者等への周知

町は避難場所の指定を行った際、住民及び学校や公民館などの施設管理者等に対し、次の

事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

避難場所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称、所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割り
- (3) 避難場所への経路及び手段
- (4) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒等の保護者への連絡方法）など

- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

第4 町及び関係機関の避難計画

町及び関係機関は、住民、特に高齢者、障がい者等の要配慮者（避難行動要支援者）が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、予め避難計画を策定する。

なお、避難に関する情報と被災想定などを表したハザードマップ作成に努めるものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討しておくものとする。

1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して策定し、避難体制の確立に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者（避難行動要支援者）を速やかに避難誘導するため、地域住民、各町内会及び住民組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者（避難行動要支援者）に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地
- (3) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (4) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持

- イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (6) 避難に関する広報
- ア 広報車等（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - イ 避難誘導者による現地広報
 - ウ 町内会長等を通じた広報

2 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努めるものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取扱いには十分留意しながら、災害時用の住民台帳（データベース）などを作成し、避難状況を把握することも検討する。

第5 避難誘導體制の整備

災害の危険性が高まり、住民が避難する事態が発生した場合には、混乱なく安全に避難できるよう適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難及び避難誘導に当たっては、避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を講ずるものとするが、要配慮者（避難行動要支援者）には、福祉的観点からきめ細やかな配慮に努めるものとする。

そのため、職員は、「第4章 第7節 避難行動要支援者等対策計画」、「第5章 第5節 避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備に当たって、次のとおり実施することとする。

1 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次の誘導體制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合、町は住民組織等と連携を図り、組織的に避難誘導できるよう整備する。

- (2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害危険箇所等の情報をもとに、浸水及び危険箇所を避け、道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定することとする。
- 特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定に加え、避難判断基準をもとに早期に避難情報を発令し、避難を開始することとする。
- (3) 町は、避難判断基準を参考に特に避難行動要支援者、危険箇所付近の住民の安全な避難を最優先に実施することとする。
- なお、避難情報を発令する際は、長期に滞在可能である避難所を最優先に開設する。最寄りの避難所は、原則として一時避難場所とし、必要に応じて長期に滞在可能である避難所へ集団で避難を行う集合場所として活用する。
- (4) 避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の避難場所までの距離が離れていたり、避難行動要支援者の円滑な避難が求められる場合は、地区の避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車両による移送等による集団避難等についても対策を講じることとする。

2 自主避難体制の整備

町は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

3 避難情報の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、予め伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 最寄りの避難所を拠点とし、住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭等により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制及び避難場所等の指定・整備

避難行動要支援者が適切に避難できるよう次の点に留意し、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めることとする。

(1) 避難情報の伝達体制及び避難誘導體制の確立

避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の確立に努めるものとする。

その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも個人情報の扱いには十分留意するものとする。

(2) 避難準備情報の活用

避難行動要支援者が安全に避難できるよう、避難準備情報を活用することとする。

特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む避難行動要支援者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

(3) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、地域住民をはじめ、町内会、自主防災組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について予め定めておくこととする。

また、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者は、適切な集団避難を行うこととする。特に保育所等では、職員の多くが女性であるため、消防団員や父母の協力が得られるような対策を講ずる。

(4) 要配慮者（避難行動要支援者）の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者（避難行動要支援者）の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のためのマンパワーの確保など、避難所における避難生活に配慮する。

5 避難路の安全確保

町は、避難場所（施設）への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 避難場所（施設）へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、がけ崩れ等のための施設整備に努めるものとする。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第7節 避難行動要支援者等対策計画

災害発生時における避難行動要支援者等の要配慮者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 安全対策

1 実施責任者及び措置内容

町長は、防災担当課と福祉担当課との連携のもと、町内に居住する避難行動要支援者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 名簿対象者範囲

名簿の対象者範囲は、生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方とする。

- ア 介護保険の要介護の認定を受けている方
- イ 重度の身体障害及び知的障害のある方
- ウ 人工透析、酸素療法等の医療依存度が高い方
- エ 独居高齢者
- オ 妊婦、年度内3歳以下の乳幼児
- カ 上記以外で町長が支援の必要を認めた方

3 避難支援等関係者への名簿の提供

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、深川地区消防組合深川消防署北竜支署、沼田警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町内会及び避難所の管理責任者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し名簿情報を提供する。提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援を実施するものとする。

なお、平時から避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者本人の同意を得るものとする。

4 情報の更新

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者の情報を収集し、毎年更新を行う。

5 名簿情報保護

町長は、名簿の情報漏えい防止のために以下の措置を講ずるよう努めなければならない。

- ア 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供す

ること。

- イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ウ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うよう指導すること。
- エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取扱う者を限定するよう指導すること。
- カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結すること。

6 名簿に記載する個人情報の把握

町長は、名簿を作成にするにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係する課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

7 名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

8 避難態勢の確立及び配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては以下の事項に留意するものとする。

- ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

9 避難支援者等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとする。

10 防災教育・訓練の充実等

町は、避難行動要支援者を含めた要配慮者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練に務める。

第2 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、深川地区消防組合深川消防署北竜支署等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

3 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

第3 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を関係機関と協力のもと行う。

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、近隣市町等へ応援を要請する。

第4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動がと

れるような環境づくりに努めるとともに、住民基本台帳等、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平常時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 気象予警報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備する
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 町及び防災会議構成機関は、災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。

第2 町及び防災関係機関

- 1 町及び防災関係機関は、要配慮者（避難行動要支援者）、災害によって孤立する危険のある地域の被災者等に対して、わかりやすく、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備を図る。
- 2 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。
特に、被災者等への情報伝達手段として、無線系の整備を図るとともに、広報車による伝達のほか、携帯電話も含め、要配慮者（避難行動要支援者）にも配慮した多様な手段の整備に努める。

第3 通信施設の整備の強化

町は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防ぎよするため必要な措置事項は次のとおりである。

第1 予防対策

建築物の密度が比較的高く火災危険度の高い市街地においては、建築基準法第22条第1項に規定する地域を定め、地域内の建築物の通常の火災を想定した、火の粉による延焼を防ぐ対策を講ずる。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震災害等を防除し、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画の充実

深川地区消防組合は、消防の任務を遂行するため、本地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 火災防ぎょ対策

深川地区消防組合の策定する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎょを中核とした消防の業務計画とし、さらに深川地区消防組合深川消防署北竜支署が火災以外の災害の防ぎょ又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

深川地区消防組合は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

深川地区消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

深川地区消防組合は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、町及び消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

深川地区消防組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第28節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

- | | | |
|----------|----|------------------------------------|
| 資料編〔消 | 防〕 | ・消防組織（資料4） |
| | | ・深川地区消防組合消防計画（資料5） |
| 〔条例・協定等〕 | | ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料25） |
| | | ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料26） |
| | | ・北海道広域消防相互応援協定（資料27） |
| | | ・北空知1市4町災害時相互応援協定（資料29） |

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

第1 水防区域等

重要水防箇所、水防区域及び町内の河川は、資料9・10のとおりである。

資料編〔災害危険箇所〕 ・重要水防箇所・水防区域（資料9）
 ・町内の河川（資料10）

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第14節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

2 予防対策

- (1) 気象等警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。
 - ア 当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者（避難行動要支援者）が利用する施設の名称及び所在地
- (3) 要配慮者（避難行動要支援者）が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (4) 町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者（避難行動要支援者）が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じる。
- (5) 町は、民間事業所や町内会等を水防協力団体として指定する等、多様な主体の参画により、水防体制の一層の充実を図る。

第3 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下、本節において「法」という。）第33条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防ぎよにより被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び地域住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりである。

(1) 町（水防管理者）の責務

水防管理者（町長）は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長（支署長）から、水防法第24条に基づき水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織及び所轄事務

「第3章 第2節 町の災害対策組織」に定めるところに準じ、水防本部により、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の統括は総務課で行うものとする。また、水防に関する事務は「第3章 第2節 町の災害対策組織」に定めるところに準じ所轄するものとする。

3 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めるときは、観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておく。

なお、本町の雨量、水位観測所（地点）は、「第3章 第5節 気象業務に関する計画 第5」に示すとおりである。

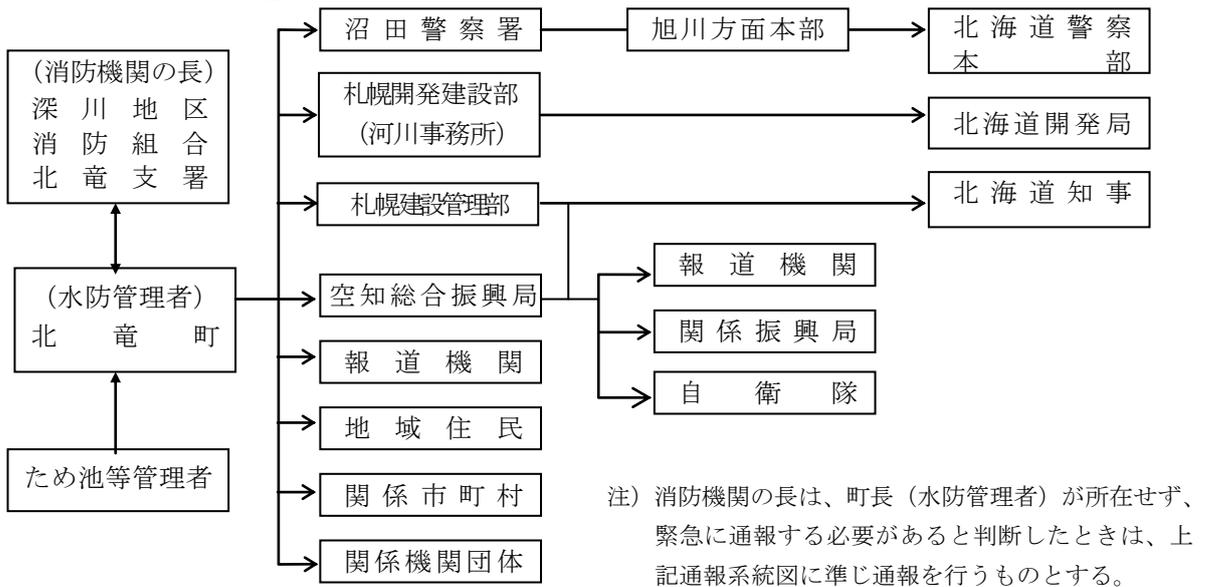
4 水防警報

水防警報の種類、指定河川及び伝達系統図は、「第3章 第5節 気象業務に関する計画 第6」に示すとおりである。

5 決壊通報

堤防等が決壊した場合、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報する。

(1) 堤防等の決壊通報系統図



(2) 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（町長）、消防機関の長及び消防団、水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

6 避難及び立退き

水防管理者（町長）は、堤防等が決壊した場合、又は破堤のおそれがあるときは、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところによる。

7 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、広報車、サイレン等によって行う。

なお、水防活動に用いる水防信号は、次による。

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号		●休止 ●休止 ●休止	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—15秒 5秒—15秒 5秒—15秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
出動 第1信号		●●● ●●● ●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 5秒—6秒 5秒—6秒 5秒—6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
出動 第2信号		●●●● ●●●● ●●●●	●—休止 ●—休止 ●—休止 10秒—5秒 10秒—5秒 10秒—5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
危険信号 (避難・立ち退き)		乱打	●—休止 ●—休止 1分—5秒 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。
 (備考) 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 (備考) 3. 危険が去ったときは口頭、電話、IP告知端末、広報車により周知すること。

8 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料15のとおりである。

なお、町は、町は水防協力団体と連携して、計画的に水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくほか、事前に資材業者と協議し、緊急時に調達する数量等を確認し、災害に備える。

9 非常監視及び警戒

水防管理者（町長）は、町内の水防区域内を巡視、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意すること。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水及び浮遊物の状況
 - エ 余水及び放水路付近の状況
 - オ 樋管の漏水による亀裂及びびがけ崩れ

10 非常配備体制

- (1) 水防管理者（町長）は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとる。

- ア 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき。
- イ 水防管理者（町長）が水防活動を必要と判断したとき。
- ウ 知事から指示があったとき。

- (2) 非常配備の体制は、「第3章 第3節 町職員の配備体制」による。

水防管理者（町長）が、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

11 警戒区域の設定

- (1) 消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができる。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行う。

- (2) 前記に定める区域において、町及び消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

12 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に水防作業を実施する。

その工法は概ね次のとおりである。

- (1) 土のうの積み上げ
- (2) 木流し、三基枠等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

13 事業所との連携

町は、町内の建設業者等へ水防協力団体として予め協力を要請する等、事業所との連携を図り、出水時の円滑な水防活動を実施に努める。

14 住民、自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たり、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、水防活動への協力を求める。

15 水防解除

水防管理者（町長）は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、住民に周知する。

16 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告する。

- ア 消防機関を出動させるとき。
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。
- ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告（別記第7号様式）を翌月5日までに、空知総合振興局長に2部提出する。

資料編〔物資・資機材〕	・防災資機材・救援備蓄物資一覧（資料15）
資料編〔様式〕	・水防活動実施報告（別記第7号様式）

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するための計画は次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

周知すべき竜巻からの身の守り方は以下のとおりである。

1 屋内にいる場合

- (1) 窓を開けない。
- (2) 窓から離れる。
- (3) カーテンを引く。
- (4) 雨戸・シャッターをしめる。
- (5) 地下室や建物の最下階に移動する。
- (6) 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- (7) 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。
- (8) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。

2 屋外にいる場合

- (1) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (2) 橋や陸橋の下に行かない。
- (3) 近くの頑丈な建物に避難する。
- (4) 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。
- (5) 飛来物に注意する。

第3 分野別対応策の検討

1 農作物・農地関係

特殊な気象条件下においては、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- (1) 風速50m/s以上に耐える耐候性ハウスの設置
- (2) 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- (3) 農作物等に対する被害への対応の検討

2 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害（以下「雪害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。
 - ア 一般国道は、北海道開発局が行う。
 - イ 道道は、北海道が行う。
 - ウ 町道は、北竜町が行う。
- (2) 除雪作業の基準は、資料7のとおりである。

資料編〔災害履歴・震度階級等〕 ・ 除雪作業基準（資料7）

2 町道除雪要領

町道の除雪は、次の要領で実施するものとする。

- (1) 除雪路線は、交通量、消防対策等を検討して決定する。
- (2) 常時1車線の確保に努める。
- (3) 大量の除雪がある場合は、民間車両の借上げを行い、路線を確保する。
- (4) 常に気象予報に注意して、配車に万全を期する。

3 除雪実施目標

除雪対策の目標は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、次のとおり設定する。

- (1) 第1次目標
 - 期 間 11月から12月中旬
 - 目 標 除雪機械車両等の整備点検及び防雪施設、スノーポール等の設置

(2) 第2次目標

期 間 12月から3月まで

目 標 豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

4 出動基準

降雪量が10cm以上になった場合又は吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合。

5 排雪

排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通の支障のない場所を選定すること。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下に際しては溢水災害の防止に努めなければならない。

6 警戒体制

気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は警戒体制に入るものとする。

- (1) 住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合、町長は、次の状況を勘案し、必要と認めたときは災害対策本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。
 - ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - イ 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ防災関係機関の相互の連携のもとに、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

町は、融雪期においては気象台官署等の情報によりと緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「本章 第1 災害危険区域」に定める重要警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について施設の管理者と協議しておくものとする。

- (2) 水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 雪崩等予防対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所については、随時パトロールを実施するとともに、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生が予想される箇所についてはパトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、拾雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、雪崩等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて住民の避難等の応急対策を行う。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次のとおりである。

第1 現況

「本章 第1 災害危険区域」の定めによる。(資料11～13参照)

資料編〔災害危険箇所〕	・地すべり危険区域(資料11) ・土石流危険渓流(資料12) ・山地災害危険地区(資料13)
-------------	--

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 土砂災害警戒区域等の指定区域においては、避難勧告、避難指示などの避難情報の発令基準を防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- 2 防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
- 3 防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

1 地すべり・がけ崩れ等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置(異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等)などの周知・啓発を図るものとする。

地 す べ り の 前 兆

- 1 斜面に段差ができたり、亀裂が生じる
- 2 凹地ができたり、湿地が生じる
- 3 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に化する
- 4 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る
- 5 舗装道路にひびが入る
- 6 樹林、電柱、墓石等が傾く
- 7 戸やふすま等の建具がゆるみ、開けたてが悪くなる

2 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。

また、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

土 石 流 の 前 兆

- 1 山鳴りがする
- 2 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
- 3 川の流れが濁ったり、流木が混ざり始める

第4 土砂災害警戒区域等にかかる町の防災対策について

町内の土砂災害警戒区域等にかかる避難勧告等の発令に当たって、町長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

1 避難情報の発表

気象庁より大雨による土砂災害の危険度が高まった市町村に対しては、土砂災害警戒情報が発表されることとなっていることから、避難情報の発表は、土砂災害警戒情報を用いて行うこととする。

2 避難情報の周知方法

住民への避難情報の伝達は、防災無線、電話、FAX、広報車の巡回等により周知を行う。

3 土砂災害警戒区域等の周知

人的被害を防止し、住民等の自主避難を促進するため、土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等に指定される地区に居住する住民等に配布、及びホームページ等で公表する。

4 土砂災害に対する防災意識の高揚

各行政区長等と連携を取りながら、土砂災害警戒区域等に指定される住民等に対し、防災講座等を実施する等、土砂災害に対する認識や防災意識の向上に努める。

危険度の高いがけ

- 1 クラック（裂け目）のあるがけ
- 2 表土の厚いがけ
- 3 オーバーハング（せり出し）しているがけ
- 4 浮石の多いがけ
- 5 割目の多い基岩からなるがけ
- 6 湧水のあるがけ
- 7 表流水が集中するがけ
- 8 傾斜度が30° 以上、高さ5m以上のがけ

がけ崩れの前兆

- 1 がけからの水が濁る
- 2 がけに亀裂が入る
- 3 小石がパラパラ落ちてくる

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道（高規格道路を含む）、道道、町道の除雪体制を相互の連携のもと強化する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐雪性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

2 避難所対策

町は、避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄と協定による確保に努める。

第17節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、次のとおりである。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。（「第4章 第2節 防災訓練計画 第7 複合災害に対応した訓練の実施」の再掲）
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報通信施設及び伝達手段を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告する。
- (2) 町長は、警報、注意報をはじめとする各種災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

2 災害時の内容及び通報の時期

- (1) 防災関係機関への通報
 - ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
 - イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。
- (2) 道への通報
 - ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに。
 - イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに。
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時。
 - エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 国への通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、次の「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事（空知総合振興局経由）に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（次の「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

消防庁への直接即報基準

区 分		直 接 速 報 基 準
火災等速報	交通機関の火災	○ 自動車の火災で次に揚げるもの ア トンネル内車両火災
	危険物等に係る事故	○ 死者（交通事故によるものを除く。）又は、行方不明者が発生したもの ○ 負傷者が5名以上発生したもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で 500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
救急・救助事故速報		○ 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に揚げるもの ア 航空機の衝突等による救急・救助事故 イ バスの転落等による救急・救助事故 ウ テロ等による救急・救助事故 エ 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 オ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃速報		○ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ○ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
災害速報		○ 被害の有無を問わず、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの

被害状況等の報告【消防庁報告先】

回線 \ 区分	平日（9：30～17：45） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT回線	03-5353-7527 03-5353-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消防防災無線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	町、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 77-6-048-500-7527 77-6-048-500-7537 (FAX)	町、道出先機関は衛星専用電話機 (FAX) より 77-6-048-500-7782 77-6-048-500-7789 (FAX)

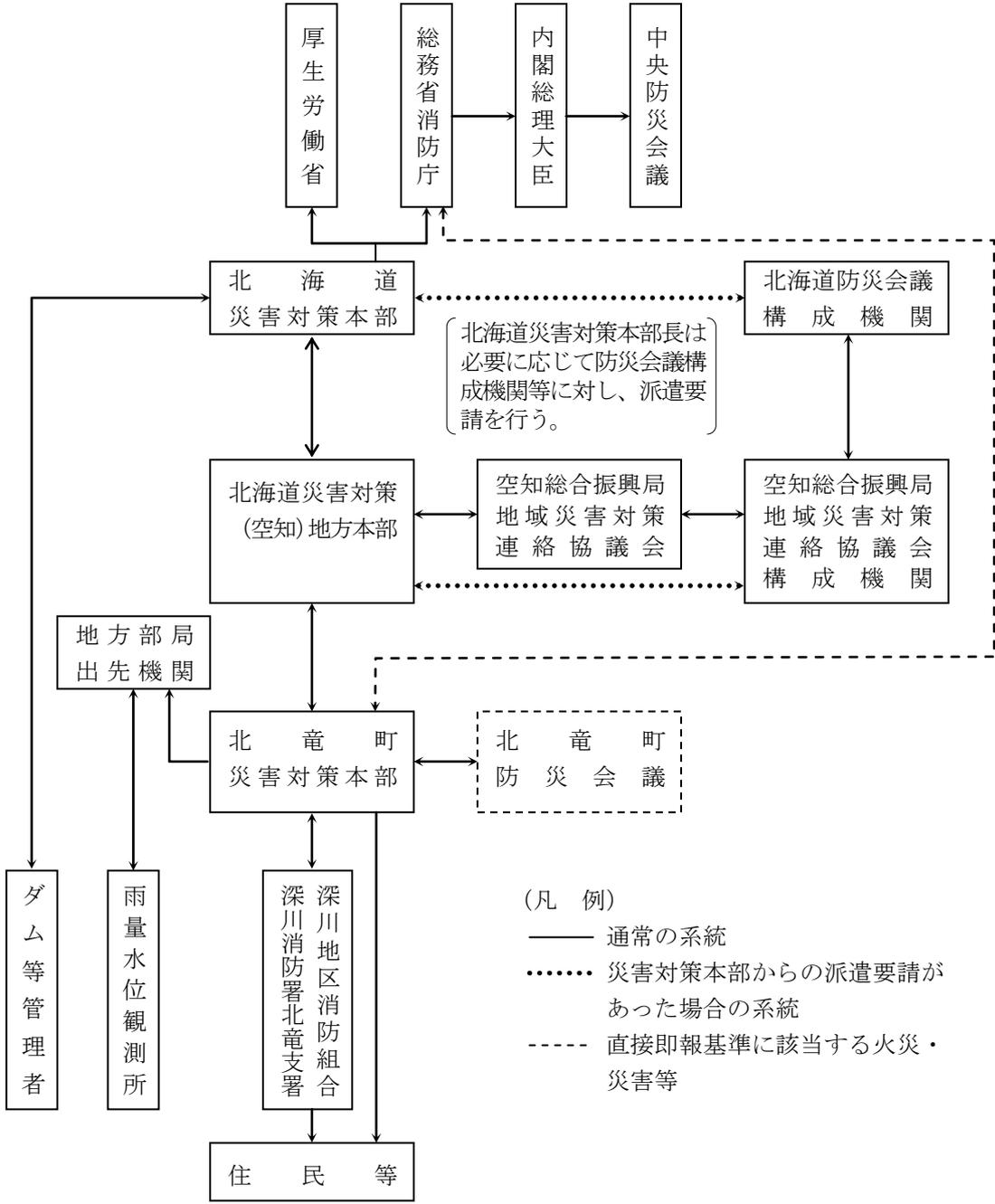
被害状況等の報告【北海道・空知振興局報告先】

回線 \ 区分	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道空知総合振興局 地域政策部地域政策課
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0126-20-0033 0126-25-8144 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	町、道出先機関は衛星専用電話機 より 77-6-210-22-554 77-6-210-22-553	町、道出先機関は衛星専用電話機 より 77-6-450-2151 77-6-450-2181
衛星携帯電話		080-2863-6905 080-2863-6906

(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

4 災害情報等連絡系統図

図表 災害情報等連絡系統



災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報等を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害情報（別記第8号様式）により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに被害状況報告（別記第9号様式）により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に被害状況報告（別記第9号様式）により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料20のとおりとする。

資料編〔応急・復旧〕	・被害状況判定基準（資料20）
資料編〔様式〕	・災害情報（別記第8号様式）
	・被害状況報告（速報・中間・最終）（別記第9号様式）

第2節 災害通信計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等についての計画は、次のとおりである。

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、原則、東日本電信電話（株）等のNTTの公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

1 電話による通信

(1) 非常扱いの通話（非常通話）

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保、若しくは秩序の維持のために必要な内容を事項とする手動接続通話

(2) 緊急扱いの通話（緊急通話）

非常通話を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話

(3) 非常通話・緊急通話の利用方法

ア 102番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの通話の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と機関名を告げる。

(ウ) 通話先の電話番号を告げる。

(エ) 通話内容を告げる。

ウ NTTコミュニケータが一度切って待つよう案内する。

エ 呼び出され接続が完了したら、通話を開始する。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話（株）の契約約款に定める通信内容、機関等

ア 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関が行う場合に限り取り扱う。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間

3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に取り扱う。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間(上記の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する、新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(上記の表、本表1～4(2)に掲げるものを除く)相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報(非常電報)

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報(緊急電報)

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

(3) 非常電報・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番なし)をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び東日本電信電話(株)の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
緊急扱いの通話と同じ	緊急扱いの通話と同じ

3 その他の通信施設の利用

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

(2) 消防無線

(3) 防災無線

ア 基地局 1基

イ 移動局 17基(車載14基、携帯 3基)

(4) 警察無線電話装置による通信

和・碧水駐在所、沼田警察署、同移動局(パトカー)、北海道警察本部及び旭川方面本部等を経て行う。

(5) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記に掲げる各通信系を使用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、事業用無線通信局及び北海道地方非常通信協議会加入無線局、アマチュア無線局等による通信を利用して行う。

無線通信施設

区分	設置場所	所在地	電話	FAX	局種	通信範囲、その他
防災無線	北竜町役場	北竜町字和 11番地の1	34- 2111	34- 2117	固定 移動	「固定」 北竜町(全世帯・公共施設) 屋外拡声子機 「移動」 町内 車載14台 可搬3台
消防無線	深川地区消防 組合深川消防 署 北竜支署	北竜町字和 11番地の1	34- 2200	34- 4009	固定 移動	深川市、 妹背牛町 沼田町 秩父別町 幌加内町
警察無線	沼田警察署	沼田町北1 条6丁目1 -2	35- 3110	35- 3110	固定 移動	旭川方面管内警察署
同報無線	きたそらち農 業協同組合北 竜支署	北竜町字和 36番地の3	34- 2211	34- 2216	固定	町内の正、準組合員、集会 施設

4 通信途絶時等における措置

前項1～3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずるものとする。

なお、北海道総合通信局による臨機の措置は次のとおりである。

(1) 北海道総合通信局の対応

- ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出
- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 町の対応

町は、(1) の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

- ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数
 - (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
- イ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報計画

災害時には、被災住民をはじめとして町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

当町及び防災関係機関が行う災害広報は、本計画の定めるところによる。

第1 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。また、要配慮者（避難行動要支援者）への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、地域住民並びに災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

1 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長の承認を得て、情報対策部長がこれに当たる。

(2) 報道機関に対する情報の発表

収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日

イ 災害発生場所又は被害激甚地域

ウ 被害状況

エ 町における応急対策の状況

オ 地域住民及び被災者に対する注意及び協力要請

カ 本部の設置又は廃止

キ 救助法適用の有無

(3) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動は、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行うものとする。

(ア) 町広報車の利用

(イ) 防災無線の利用

(ウ) 町広報紙の利用

(エ) 町ホームページの利用

(オ) チラシ等印刷物の利用

イ 広報事項の内容

(ア) 災害に関する情報及び注意事項

(イ) 災害応急対策とその状況

(ウ) 災害復旧対策とその状況

(エ) 被災地を中心とした交通に関する状況

(オ) その他必要な事項

ウ 大規模災害の際の安否情報提供体制

- (7) 報道機関等に被害情報を提供し、報道を要請
- (イ) 災害用伝言ダイヤル（NTT：171）、災害用伝言板等の活用
- (ウ) 避難所等に避難者の氏名を掲示
- (エ) インターネット等の活用

(4) 庁内連絡

総務対策部は、本部業務の適切な遂行のため、災害情報等を庁内放送及び庁内LAN等を利用して職員に周知するものとする。

2 災害情報速報の作成及び活用

情報対策部は、広報活動の効率的な実施のため、災害情報速報（別記第10号様式）を作成し、活用を図るものとする。

3 各関係機関に対する周知

情報対策部は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して、災害情報を提供する。

4 広聴活動

民生対策部住民生活班は、災害の状況により必要と認めたときは、本部の指示により、被災者のための相談窓口を開設する等、被災者家族等の住民等からの問い合わせに対応する体制を整えるほか、住民からの災害に関する要望事項を関係対策部及び防災関係機関に連絡し、迅速、適切な処理に努めるものとする。

資料編〔様式〕 ・ 災害情報速報（別記第10号様式）

第2 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、道に対し情報の提供を行う。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

第1 応急措置

1 実施責任

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (2) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防長）等（水防法第2条第2項及び第2条第4項）
- (3) 消防長、消防支署長等（消防法第29条）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (6) 知事（基本法第70条）
- (7) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

第2 従事命令等の実施

基本法第71条の規定に基づき、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、別記第11号様式 公用令書等（別表 第1～6号様式）を交付して行うものとする。

この場合、施設及び土地、家屋、若しくは、物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、公用令書等（別記第11号様式 別表 第6号様式）に定める証票を携帯しなければならないものとする。

資料編〔様式〕 ・ 公用令書等（別記第11号様式、別表 第1号様式～第6号様式）

第3 町等の実施する応急措置

1 警戒区域の設置（基本法第63条、第73条）

- (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官は、町長（町長の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- (4) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
- (5) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

- (6) 知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

2 他人の土地、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項）

町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当町区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用するものとする。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとるものとする。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例（昭和37年2月19日条例第4号）を準用して、北竜町役場前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

ア 名称又は種類

イ 形状及び数量

ウ 所在した場所

エ 処分の期間又は期日

オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）

- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）

- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

- (4) 公示の日から起算して6か月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

4 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条、資料26）

- (1) 町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- (2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。
- (3) 応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要求等（基本法第68条）

町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。

6 北海道開発局に対する応援の要求等

町長は、当町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」（資料28）に基づき、北海道開発局長に対し応援又は応急措置の実施を要請するものとする。

資料編〔条例・協定等〕 ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料26）
・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料28）

7 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）
- (2) 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする。（水防法第24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）
- (5) 町長は、(1) から (4) までにより、当町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

第4 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「第5章 第33節 災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第5節 避難対策計画

災害時において、住民の生命、身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを勧告又は指示するとともに、立退き先を指示する。

避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。（解除の場合も同様）なお、立退き指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

- (2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。
- (3) 水防管理者が、避難のための立退き指示をする場合は、沼田警察署長にその旨を通知する。
- (4) 避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、広報車をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

2 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

町長が指示できないと認めるとき、又は町長からの要請があったときは、避難のための立退き指示、立退き先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。

災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

3 知事又はその命を受けた職員

（基本法第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

- (3) 空知総合振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

4 自衛隊（自衛隊法第94条、基本法第63・64・65条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条の準用）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項の準用）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡及び協力

1 連絡

知事（空知総合振興局長）、町長、北海道警察本部長（沼田警察署長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、又は指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2 協力・援助

- (1) 北海道警察（沼田警察署）

沼田警察署長は、町長が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

第3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

避難実施責任者は、避難の勧告、指示又は避難準備情報に当たっては、深川地区消防組合等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

1 勧告・指示事項

- (1) 避難の勧告、指示又は避難準備情報の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、必要最小限にする。

（食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）

イ 避難する場合は、戸締りに注意するとともに、火気危険物等の始末（消火、ガスの元栓の閉め等）を徹底し、火災が発生しないようにする。

ウ 服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

2 伝達方法

次に掲げるもののうち、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も迅速かつ的確に伝達することができる方法により行うものとする。場合によっては、2つ以上の方法を併用するものとする。

(1) 広報車による伝達

町・深川地区消防組合深川消防署北竜支署・警察等の関係車両を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

なお、風水害の場合は、浸水被害想定地区を優先して伝達を行うこと。

(2) 電話による伝達

電話等により、住民組織、官公署、会社等に連絡する。

(3) 伝達員による個別伝達

避難の勧告又は指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想されるときは、消防職員、消防団員等で担当を編成し、個別に伝達するものとする。

(4) 伝達員による個別伝達

町内会長、民生委員等に対して、電話等により伝達を依頼する。

(5) 避難信号による伝達

水防計画に定める危険信号によるものとする。

図表 危険信号

区分	方法	サイレン	摘要	
危険信号 (避難・立退き)		●—休止 1分—5秒	●—休止 1分—5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

3 避難準備情報又は避難の勧告・指示の基準

(1) 避難準備（要配慮者避難）情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況において、要配慮者（避難行動要支援者）など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い者等に対して避難のための準備を呼びかけるもので、その基準は次によるものとする。

図表 避難準備情報の発令基準

区 分		判 断 基 準
洪水	美葉牛川	ア 水位観測地点の水位が水防団待機水位（碧水：43.31m）に達し、一定時間後には、氾濫注意水位（碧水：44.50m）を超えると予想されるとき。
	その他の河川	ア 河川が一定時間後に氾濫注意水位に達すると予想されるとき。 イ 町域における大雨注意報（1時間雨量30mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水注意報発表後（流域雨量指数基準：恵岱別川流域=12）も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 エ ア～ウの状況等を総合的に判断し、要配慮者（避難行動要支援者）等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

区 分	判 断 基 準
土砂災害	ア 「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ1時間雨量が20mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される時。 イ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。
その他の災害	ア 災害の状況から、要配慮者（避難行動要支援者）等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2) 避難勧告

人的被害の発生する可能性がさらに高まった状況において、地域の居住者等に対して避難のための立退きを勧め、促すもので、その基準は次によるものとする。

図表 避難勧告の発令基準

区 分	判 断 基 準
洪 水	美葉牛川 ア 水位観測地点の水位が氾濫注意水位（碧水：44.50m）に到達し、一定時間後には、氾濫危険水位（碧水：45.69m）に到達すると予想される時。 イ 河川氾濫のおそれがあるとき。 ウ その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。
	その他の河川 ア 河川が避難注意水位を越え、なお水位が上昇するおそれがあるとき。 イ 町域における大雨警報（1時間雨量50mm）発表後も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられたとき。 ウ 町域における洪水警報発表後（恵岱別川流域=16）も引き続き降雨が予想され、河川に著しい増水がみられるとき。 エ ア～ウの状況を総合的に判断し、住民等に安全な場所へ避難させるさせておく必要があると判断される時。
土砂災害	ア 降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 ※なお、町内の深層崩落危険評価において相対的な危険度の高い溪流に関しては、上記の基準とともに、札幌建設管理部及び札幌管区気象台から情報を収集し、総合的に判断することとする。 イ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
その他の災害	ア 地震等により火災が延焼拡大のおそれがあるとき。 イ 災害の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(3) 避難指示

人的被害の危険が切迫している場合、急を要する事態に発令し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を直ちに避難させるものであり、前兆現象が発生するなど、状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。

なお、事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断される時は、至近の安全な場所に緊急避難させることとする。

図表 避難指示の発令基準

区 分		判 断 基 準
洪水	美葉牛川	ア 氾濫危険水位（碧水：45.69m）に到達するとき。 イ 堤防が決壊するおそれがあるとき。 （堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見される。）
	その他の河川	ア 氾濫危険水位に到達するとき。 イ 洪水等による被害の危険が、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。
土砂災害		ア 避難勧告発令後、継続して雨が降り続けているとき。 イ 近隣で土砂災害が発生しているとき。 ウ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。
その他の災害		ア 地震、火災等、災害による被害の危険が目前に切迫していると判断されるとき。

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員（主に民生対策部）、消防職員、消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たる。

また、町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 要配慮者（避難行動要支援者）への配慮

自力避難の困難な要配慮者（避難行動要支援者）に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者（避難行動要支援者）等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、避難準備情報の活用等に努める。

3 移送の方法

(1) 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が、自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

なお、車両による集団輸送が必要と認められる場合は、「第5章 第9節 輸送計画」に準じ、災害時輸送の担当である総務対策部を担当にあてる。

(2) 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道（空知総合振興局）に対し応援を求めて実施する。

第5 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避

難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努めるものとする。

第6 避難所

1 避難所

(1) 避難所は、資料16に定めるとおりとするが、地域の集会所等においても一時避難所に活用するなど有効に活用する。

但し、緊急を要する場合で、これらの場所を使用することが出来ないときは、管理者の同意を得て、最寄りの民間施設・公園・空き地等を使用するものとし、地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難場所を使用するものとする。

また、避難者の避難生活を想定した環境整備等の対策については、要配慮者（避難行動要支援者）に配慮した施設の整備など多様な避難所の確保について検討することとする。

(2) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

2 避難所の開設・管理・運営

(1) 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、町内会や自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

(2) 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

(3) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとするほか、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(5) 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(6) 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存

住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(7) その他避難所の開設・管理・運営に当たっては、次の要領で行う。

ア 避難所には、本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置するものとする。

イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容等に当たるものとする。

ウ 運営管理者は、避難所における収容状況及び「第5章 第13節 衣料・生活必需物資供給計画」に定める物資等の受払いを明確にするため、必要な帳簿類を備えるものとする。

(ア) 避難者世帯名簿（別記第12号様式）

(イ) 避難所収容台帳（別記第13号様式）

(ウ) 避難所設置及び収容状況（別記第14号様式）

(エ) 救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）

(オ) 当該施設の管理者は、本部長あるいはその命を受けた職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。

3 避難所の周知方法

住民に対し、平常時から避難場所を周知するため、広報紙、ホームページ、ハザードマップ等を活用して、住民に周知するものとする。

資料編〔避難〕 〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所一覧（資料16） ・ 避難所世帯名簿（別記第12号様式） ・ 避難所収容台帳（別記第13号様式） ・ 避難所設置及び収容状況（別記第14号様式） ・ 救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
-----------------	--

第7 道（空知総合振興局）に対する報告

1 町長が、避難の勧告・指示を発令したときは（町長以外の者が発令したときは、町長経由）、次の事項を記録して知事（空知総合振興局長）に報告する。

(1) 発令者

(2) 発令日時

(3) 発令理由

(4) 避難の対象区域

(5) 避難先

2 避難所を開設したときは、次の事項を記録して知事（空知総合振興局長）に報告する。

(1) 開設場所及び日時の把握

(2) 開設箇所数及び収容人員（避難所の名称及び当該収容人員）の把握

(3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第8 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

(1) 町長は、災害発生により被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在

(以下、本節において「道内広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長(以下、本節において「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めることができる。

- (2) 道内広域一時滞在を協議する場合、町長は、予め知事へ報告する。

但し、予め報告することが困難な場合は、協議開始後、速やかに知事へ報告する

- (3) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (4) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 知事は、災害の発生により町長が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認める場合は、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行う。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在(以下、本節において「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事(以下、本節において「協議先知事」という。)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求める。

- (2) 道外広域一時滞在を協議する場合は、知事は、予め内閣総理大臣に報告する。

但し、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

- (3) 知事は、町長より要求があったときは、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求める。

- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

- (5) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告及び公示するとともに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

- (7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣理大臣に報告する。

- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について

道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。
 なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 北竜町

- (1) 町長（救助法を適用された場合を含む。）は、深川地区消防組合深川消防署北竜支署及び消防団、沼田警察署等の協力を得て、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町、道等の応援を求める。

- (2) 町長は、被害が甚大であり、災害対策本部のみでの救助救出活動が困難である場合は、「第5章 第37節 自衛隊派遣要請計画」の定めにより、自衛隊の派遣要請を行う。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町、深川地区消防組合及び警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

2 救出対象者

災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、概ね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めとなった場合
- (5) 自動車等の大事故が発生した場合

3 救出状況の記録

被災者を救出した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 被災者救出状況記録簿（別記第16号様式）
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

4 現地災害対策本部

被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第3節 町職員の配備体制」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置する。

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式） ・被災者救出状況記録簿（別記第16号様式）
---------	--

第7節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、警察が実施する警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1 災害に関する警察の任務

北海道警察（沼田警察署）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。

第2 災害警備体制の確立

北海道警察（沼田警察署）は、風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部を設置する。

第3 応急対策の実施

1 災害の予警報の伝達

- (1) 沼田警察署長（以下「警察署長」という。）は、町及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺漏のないよう措置するものとする。
- (2) 警察官は、基本法第54条第3項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

2 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、又は求める場合は、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

(2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。

3 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を町長及び防災関係機関と共有する。

4 災害時における広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認められる場合は、災害の種別、規模及び態様に応じ、避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

5 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行った場合は、町長に連絡するものとする。
- (2) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条により、避難のための立退きの警告又は指示を行う場合は、「第5章 第5節 避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。但し、災害の規模、現場の状況等により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長は、速やかに町長に対して通知するものとし、当該避難先の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- (3) 避難の誘導に当たっては、町、深川地区消防組合深川消防署北竜支署等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

6 救助に関する事項

警察署長は、町長に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の検分に努めるとともに、状況に応じて町長の行う災害応急活動に協力するものとする。

7 応急措置に関する事項

- (1) 警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置の事後処理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的及び物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。この場合において、町長は、当該措置による損失補償等の事後処理を行うものとする。

8 災害時における通信計画に関する事項

- (1) 警察署長は、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- (2) 警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等の必要な通信施設又は資機材の活用について計画し、その運用については、町長と打合せをするものとする。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消火、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 北海道公安委員会（沼田警察署）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるため、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北竜町

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

3 深川地区消防組合深川消防署北竜支署

- (1) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 消防職員は、(1) による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

4 北海道開発局

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

6 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官等がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

7 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道

路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、沼田警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」（資料17・18）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ロ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 使用者等の申出

北海道公安委員会（沼田警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（資料17）、「標章」（資料18）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ウ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(エ) 電報の配達のため使用する車両

(オ) 廃棄物の収集に使用する車両

(カ) 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

(キ) その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

資料編〔通信・輸送〕 ・緊急通行車両確認証明書（資料17）
 ・緊急通行車両標章（資料18）

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路（株）北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）、第2次輸送確保道路（市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）及び第3次緊急輸送道路を指定している。

当町においては次の路線が、緊急輸送道路となっているため、災害時においては、優先的に早期復旧が図られることとなる。

(1) 町内の輸送確保路線

ア 第1次輸送確保路線

国道233号・国道275号線（碧水～沼田町境界）

イ 第2次輸送確保路線

国道275号（雨竜町境界～碧水）

3 町の対応

町は、災害時における円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、沼田警察署と連携のもと、「第5章 第22節 障害物除去計画」により、該当する緊急輸送道路の障害物等の除去を早急に行い、適切な幅員の確保に努める。

第9節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うための計画は次に定めるところによる。

第1 実施責任

1 北竜町

災害時輸送は、町長が防災関係機関の協力を得て行うものとする。（基本法第50条第2項）
なお、町有車両による災害時輸送の総括は、総務対策部財政資材班が実施する。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 北竜町

(1) 車両等による輸送

災害時輸送は、一次的には庁用車を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により庁用車では不足する場合並びに他機関の所有する輸送施設等を活用した方が効率的である場合は、他の機関に応援を要請、又は民間の車両の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な事態が発生したときは、「第5章 第25節 労務供給計画」に定める人力による輸送を行うこととし、積雪期は雪上で走行可能な車両により輸送を行う。

(3) 空中輸送

陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合は、「第5章 第26節 ヘリコプター等活用計画」及び「第5章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

(4) 鉄道輸送

北海道旅客鉄道株式会社等の鉄道事業者の協力を得て、鉄道輸送を行うものとする。

第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費につ

いては、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

3 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 輸送記録簿 (別記第17号様式)
- (2) 輸送関係物資受払簿 (救助種目別物資受払簿) (別記第15号様式)

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿 (別記第17号様式) ・輸送記録簿 (別記第15号様式)
---------	---

第10節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等への食料供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 北竜町

被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

主要食料の調達及び供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

主要食料の売渡しを実施する。

第2 食料の供給

1 北竜町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を町内業者及び近隣の業者から直接行う。

また、町において調達が困難な場合には、空知総合振興局長を経由して知事に要請する。

なお、被災者に対する食料の供給は、必要に応じ他の部の応援を受け、民生対策部避難対策班が次のとおり行うものとする。

- (1) 配給は、原則として避難所において行う。
- (2) 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給する。
- (3) 被災者に対する配給は、各町内会長、自主防災組織等の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

2 北海道

知事は、町から要請があったときは、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、農林水産省食料・物資支援チーム長に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。

その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡をとりつつ、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。

第3 炊き出し計画

1 現場責任者

炊き出しを実施する場合、民生対策部長は、当該部員の中から現場の責任者を指定し、指揮監督に当たらせるものとする。

2 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部、ボランティア団体等の協力を得て、給食施設を有する施設及び事業所等を利用して行うものとする。

なお、町において直接炊き出しすることが困難で、町内の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用するものとする。

また、必要がある場合は、空知総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

3 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 炊き出し給与状況（別記第18号様式）
- (2) 炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

第4 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第5章 第9節 輸送計画」及び「第5章 第25節 労務供給計画」により措置するものとする。

第5 食料の備蓄

町は、災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料を備蓄するものとする。

資料編〔条例・協定等〕	・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料30）
〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
	・炊き出し給与状況（別記第18号様式）

第11節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 北竜町

施設対策部土木施設班（水道担当）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、各種機関を通じ住民に広報していくものとする。

(2) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）を調達して、給水に当たるものとする。

2 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材のあっせん、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 応急給水栓の設置による給水

給配水管施設に災害が少なく、応急給水栓の設置による給水が適当と判断された場合は、適宜設置し、給水するものとする。

(3) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他必要な資機材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

2 給水量

1人1日当たりの給水量は、概ね3リットルとする。

3 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

なお、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

4 給水の記録

給水を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 飲料水の供給簿（別記第19号様式）
- (2) 給水関係物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

資料編〔様式〕	・飲料水の供給簿（別記第19号様式） ・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式）
---------	---

第12節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、施設対策部土木施設班（水道担当）及び水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、十分に災害応急対策を実施できない場合は、他の水道事業者等の協力を求める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

施設対策部土木施設班（水道担当）及び水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

下水道管理者は、災害時における下水道施設の被害に対し、雨水・汚水の疎通に支障のないよう排水の万全を期するため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠施設については、土砂の除去、可搬式ポンプや仮水路等の設置により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場・ポンプ場施設については、非常用電源の確保や仮設ポンプ、仮配管等の設置により、処理機能の回復に努める。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、応急復旧までの対処法等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第13節 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北竜町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長（総務対策部財政資材班及び民生対策部避難対策班対策部）が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

(2) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第2 物資供給の要領

被災者の生活を確保するため、災害応急対策として実施する物資供給の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子ども服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）

第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのご程度の衣料、生活必需品等を支給又は貸与するものとする。なお、支給等に際しては、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

第4 生活必需物資の確保

1 調達方法

世帯構成員別被害状況を把握した上で物資購入（配分）計画表を作成し、これに基づき必要数量を次により調達するものとする。

- (1) 生活必需品等物資の調達は、町内及び管内小売、卸売り事業者等から調達するものとし、事前に連絡調整を図っておくものとする。
- (2) 日本赤十字社北海道支部が被災者の救助用物資として備蓄している毛布及び日用品セットについて、必要に応じ提供を要請するものとする。
- (3) その他必要とする生活必需品等物資の調達が困難な場合には、近隣市町又は北海道に要請し、調達するものとする。
- (4) 調達までの時間等を考慮して、応急的に対応できるだけの一定数量を町で備蓄保管するものとする。

2 給与又は貸与の方法

町長は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、物資購入の際作成する物資購入（配分）計画表に基づき、**地区情報連絡員町内会長**等の協力を得ながら、迅速かつ的確に行うものとする。

3 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（別記第20号様式）
- (2) 物資購入（配分）計画表（別記第21号様式）
- (3) 物資の給与状況（別記第22号様式）
- (4) 物資給与及び受領簿（別記第23号様式）
- (5) 衣料、生活必需品等受払簿（救助種目別物資受払簿）（別記第16号様式）

4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第5 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1 り災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 日用品セット(タオル、洗剤、缶切・栓抜等)
- (3) お見舞品セット（食料品の詰め合わせ）
- (4) 安眠セット

2 救助物資の緊急輸送を円滑に行うため、予め地区に備蓄するものとする。

資料編〔条例・協定等〕 〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料30） ・ 救助種目別物資受払簿（別記第15号様式） ・ 世帯構成員別被害状況（別記第20号様式） ・ 物資購入（配分）計画表（別記第21号様式） ・ 物資の給与状況（別記第22号様式） ・ 物資給与及び受領簿（別記第23号様式）
---------------------	---

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北竜町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 地域の主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

町は、石油類燃料を確保するために、町内事業所との発災時の協力体制を確保する。

資料編〔災害危険箇所〕 ・ 危険物所在一覧（資料14）

第15節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第1 医療救護活動の実施

実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の医療救護に関する事項は、知事及び知事の委任により町長（民生対策部保健救護班）が実施するほか日本赤十字社北海道支部が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の医療救護に関する事項は、町長（民生対策部保健救護班）が実施するものとする。

第2 医療救護の対象者とその把握

(1) 対象者

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- イ 災害発生日前後7日間の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、町長に通知するものとする。通知を受けた町長は、医師及び看護師等の派遣要請、応急救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資器材の確保並びに手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部に指示するものとする。

また、被災者のニーズに的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第3 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として救護を必要とする地域の収容避難所に設置するものとするが、災害の状況により他の公共施設等を使用するものとする。

第4 関係機関への出動出動応援

- (1) 町長は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、「北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき深川医師会長に救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

要請する場合は、次の項目を通知するものとする。

- ア 災害発生の日時、場所、原因、及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

- (2) 町長は、災害の規模に応じて知事に対して応援要請を行う。

- ア 医療救護隊の支援（災害拠点病院）
- イ 患者の輸送
- ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- エ 医薬品及び衛生資材等のあっせん、確保

第5 重症患者等の輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として深川地区消防組合が実施すが、交通路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、「第5章第26節ヘリコプター活用計画」に定めるところにより知事に対しヘリコプターの出動を要請するものとする。

第6 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材については、町内では調達が難しいため、災害の状況により、近隣市町、道又は関係機関等にその確保についてあっせん、要請をする。

第7 医療救護活動実施の記録

医療救護活動を実施したときは、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 救護班活動状況（別記第24号様式）
- (2) 医療実施状況（別記第25号様式）
- (3) 助産台帳（別記26号様式）
- (4) 医薬品及び衛生材料等物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

資料編〔条例・協定等〕 〔様式〕	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定（資料30） ・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式） ・救護班活動状況（別記第24号様式） ・医療実施状況（別記第25号様式） ・助産台帳（別記第26号様式）
---------------------	--

第16節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、道の指導指示に基づき防疫体制の確立を図る。

- (1) 防疫は民生対策部保健救護班が担当し、防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (3) 町を所管する空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指導のもと避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

防疫班の編成

- (1) 災害防疫実施のため各作業実施組織として、防疫班を編成するものとする。

班 長	班 員	防疫に必要な資機材
民生対策部 保健救護班 長	保健救護班員、保健師、必要に応じて各班より応援を求めた者	動力噴霧器・背負式噴霧器・クレゾール・生石灰（酸化カルシウム）等

- (2) 防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

1 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、防疫班は町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

- (1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。
- (2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

2 消毒方法

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布に当たっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

(参考) 使用薬剤及び方法

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、くみ取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺虫剤を散布する。

3 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

4 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

5 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 避難所等の防疫指導

町長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

空知総合振興局保健環境部等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避

難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。

また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第5 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとし、空知家畜衛生保健所において実施するものとする。

第17節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第5章 第22節 障害物除去計画」による。

第1 実施責任

1 北竜町

- (1) 被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。

但し、運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあっては1m以上覆土するものとする。

第18節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北竜町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

第2 飼養動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第19節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 北竜町

町長（文教対策部）は、救助法を適用した場合の児童生徒等に対する教科書、文房具等の給与を知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒等の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒等の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒等の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒等に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会は、町内の学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、道教育委員会と連絡を密にして教職員の動員配置に関して、教育活動に支障をきたさないように要請する。

4 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒等の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び北竜町文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該

指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第4 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（別記第27号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編【様式】 ・学用品の給与状況（別記第27号様式）

第20節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 北竜町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、「第5章 第5節 避難対策計画」に定めるところにより、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家をあっせんするものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(ウ) その他町長が認めた者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考に当たっては、民生委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査の上、町が決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び市町村は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内的の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内的の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内的の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 月収259,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3、但し、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5

第3 施工及び資材等の調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等のあっせん依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

道及び町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式）
- (2) 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）

資料編〔様式〕	・ 応急仮設住宅台帳（別記第28号様式） ・ 住宅応急修理記録簿（別記第29号様式）
---------	---

第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 町長（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、死体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
- 2 警察官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索の実施

町長が、深川地区消防組合深川消防署北竜支署、警察等に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

また、町において被災し、行方不明者が流出により他の市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し捜索を要請する。

2 死体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 死体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体検分（警察官）

(3) 安置場所の確保

町は、死体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

安置（一時保存）場所

施設名	所在地	施設管理者及び電話番号
北竜町ひまわり観光センター	北竜町字板谷143-2	北竜町 34-2082

3 死体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない死体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、死体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の死体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律93号）の規定により処理するものとする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関の協力を得て行う。

4 他市町村から漂着した死体の処理

(1) 死体の身元が判明している場合は、死亡した者の遺族等又は市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。但し、被災地域が災害発生直後において、災害による混乱のため遺族等が直ちに引き取ることができない場合は、町において処理するものとする。

(2) 身元不明の死体で、かつ、被災地から漂着した死体であることが推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

5 実施状況の記録

行方不明者の捜索、死体処理及び埋葬した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

(1) 行方不明者の捜索

ア 行方不明者の捜索に係る物資受払状況（救助種目別物資受払簿）（別記第15号様式）

イ 死体の捜索状況記録簿（別記第30号様式）

(2) 死体の処理 死体処理台帳（別記第31号様式）

(3) 死体の埋葬 埋葬台帳（別記第32号様式）

資料編〔様式〕	・救助種目別物資受払簿（別記第15号様式） ・死体の捜索状況記録簿（別記第30号様式） ・死体処理台帳（別記第31号様式） ・埋葬台帳（別記第32号様式）
---------	--

第22節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。(基本法第64条第2項)
- 2 除去した工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。(基本法施行令第26条)

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 実施状況の記録

障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（別記第33号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 障害物除去の状況（別記第33号様式）

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水

山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

2 被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により (2) に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることに より、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

町長

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、空知総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、附添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

第25節 労務供給計画

町及び関係機関は災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準に災害時の事情を勘案して決定する。

第3 実施状況の記録

賃金作業員を雇用した場合は、賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）によりその状況を記録しておくものとする。

資料編〔様式〕 ・ 賃金作業員雇用台帳（別記第34号様式）

第26節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」(資料24)次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に派遣される。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察、情報収集
 - イ 救急物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者(原則、医師が同乗)、医師等の搬送
 - イ 医療機関への転院搬送
- (3) 救助活動
 - ア 被災者の救助、救出
- (4) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 偵察・情報収集
 - ウ 消防隊員、資機材等の搬送
- (5) 広域航空消防防災応援活動
 - ア 大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合
- (6) その他(消防防災ヘリコプターによる活動が有効であると認める場合)

第2 北海道消防防災ヘリコプター等の要請

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」(資料25)に基づき知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

知事(危機対策局危機対策課防災航空室)に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票(別記第35号様式)を提出するものとする。

- (1) 災害の種類

- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL：011-782-3233
- ・FAX：011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話：6-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第36号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

5 緊急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

ア 町長（深川地区消防組合深川消防署北竜支署）は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料19）に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局及び沼田警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第37号様式）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事（危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

6 受入体制等の確保

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

ヘリコプター着陸可能地（発着場所）

施設名	所在地	著名地点からの 方向及び距離(km)	広さ (㎡)	施設管理者 及び電話番号
真竜小学校 グラウンド	北竜町字和10	役場から西0.2	14,475	真竜小学校 34-2018
北竜中学校 グラウンド	北竜町字板谷150	役場から北1	11,700	北竜中学校 34-2002
美葉牛研修センター グラウンド	北竜町字美葉牛 88-2	役場から北西10	12,708	美葉牛研修センタ ー 34-3042

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

資料編〔通信・輸送〕	・ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領（資料19）
〔条例・協定等〕	・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料25）
〔様式〕	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第35号様式）
	・北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第36号様式）
	・救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第37号様式）

第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

知事（空知総合振興局長）

2 要請先

陸上自衛隊 第2特科連帯隊第3大隊

3 要請手続等

- (1) 町長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（別記第38号様式）をもって要請権者に依頼する。

この場合において、町長等は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は（1）の要請手続により派遣要請を受理し、その適否を審査して必要と認められた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長等は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行うものとする。

4 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

5 調整

知事（空知総合振興局長を含む。）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

6 経費

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開（障害物等の除去）
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人

命救助の措置をとる必要があると認められること。

4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

2 連絡体制の確立

知事、町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3 連絡調整

知事、町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

資料編【様式】 ・ 自衛隊災害派遣要請の依頼について（別記第38号様式）

第28節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画 第8」による。

第1 北竜町による応援活動

1 他の市町村長に対する応援要請

大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料26）及び「北海道広域消防相互応援協定」（資料27）「北空知1市4町災害時相互応援協定」（資料29）等の市町村間の各種相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

2 知事に対する応援要請等

- (1) 町長は、町域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。
- (2) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関（深川地区消防組合深川消防署北竜支署）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料27）に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

- | | |
|-------------|--|
| 資料編〔条例・協定等〕 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（資料25） ・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（資料26） ・北海道広域消防相互応援協定（資料27） ・北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（資料28） ・北空知1市4町災害時相互応援協定（資料29） |
|-------------|--|

第29節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）
- 2 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下本節において「知事等」という。）

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣のあつせんを求める理由
 - (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の設定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。

但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。

- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考)

昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府道又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第30節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における日本赤十字社奉仕団及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、日本赤十字社奉仕団又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

- 1 町は、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するよう努める。
- 2 町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や、外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。また、ボランティアの方の食事、宿泊などや交通手段については、基本、自己手配、準備等になることをご理解いただいた上で受入れをする。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネーター

第4 ボランティア活動の環境整備

町は、日本赤十字社北海道支部、北竜町社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動を支援するとともに、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点

の確保等に努める。

第31節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次の定めによる。

第1 義援金の受付（配分）

日本赤十字社北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日本赤十字社北海道支部及び町に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分するものとする。

町長（主に総務対策部財政資材班）は、全国各地からの義援金を受け付けるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分するものとする。

第2 町の災害義援金品の受付・配分

1 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

2 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

3 配分計画の策定

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議することとする。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分方法
- (4) その他必要な事項について

第32節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期するため応急金融は、次のとおりである。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害復興住宅資金
- 5 農林漁業セーフティネット資金
- 6 天災融資法による融資
- 7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 9 造林資金
- 10 樹苗養成施設資金
- 11 林道資金
- 12 主務大臣指定施設資金
- 13 共同利用施設資金
- 14 備荒資金直接融資資金
- 15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 16 勤労者福祉資金
- 17 被災者生活再建支援法に基づく支援

資料編〔応急・復旧〕	・ 応急金融の要綱（資料21） ・ 被災者生活再建支援法に基づく支援（資料22）
------------	---

第33節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次の定めによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行うものとする。

但し、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

第2 災害救助法の適用基準

救助法施行令第1条の定めにより、北竜町の適用基準は次のとおりである。

被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失世帯数	町内の 住家滅失世帯数	
〔北竜町〕 5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。
適用	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のももの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。 		

第3 救助法の適用手続き

1 北竜町

(1) 町長は町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちに次の事項を空知総合振興局長に報告しなければならない。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ その他必要な事項

- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

- (1) 空知総合振興局長は、町長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨、町に通知するとともに、知事に報告する。
- (2) 知事は、空知総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所を選定～町 設置～道 (但し、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (但し、委任したときは町)
災害にあった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、別編である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災、原子力災害など、大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

次の実施機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施機関

(1) 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとる。

イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図る。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努める。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずる。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

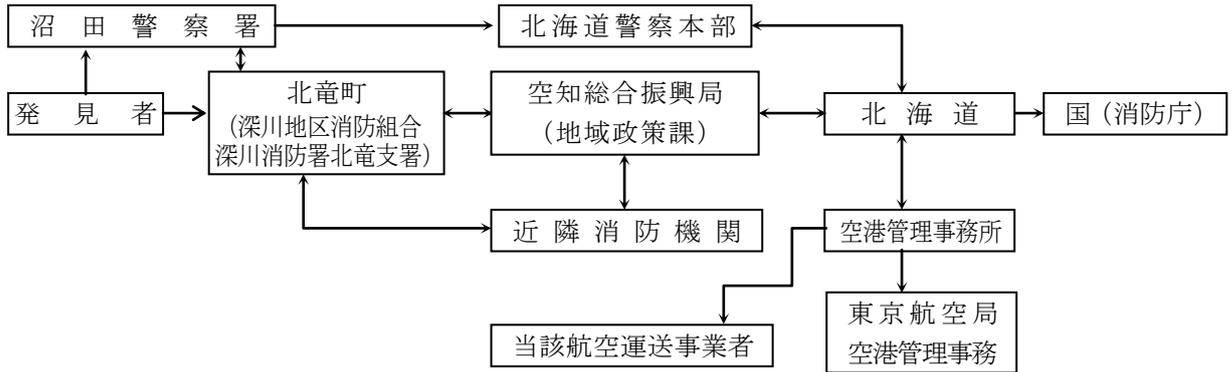
第3 災害応急対策

航空災害が発生し、又まさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

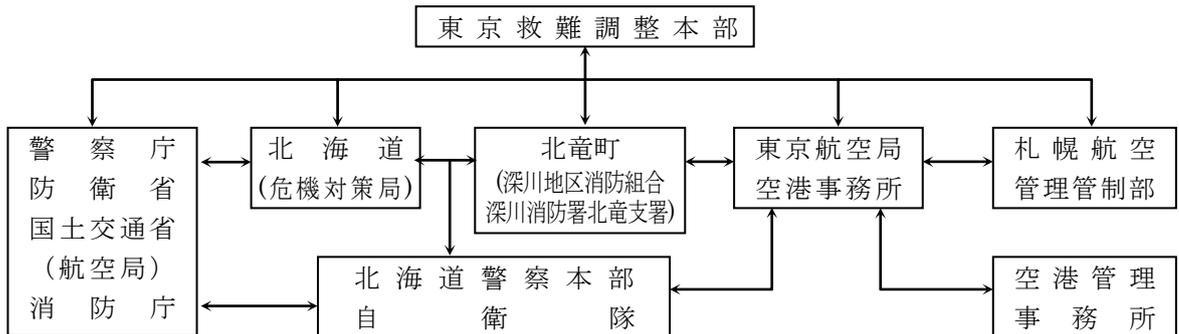
1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町 (深川地区消防組合深川消防署北竜支署)、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等への情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第3町職員の配備体制」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署等は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 町は深川地区消防組合深川消防署北竜支署等と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

- (1) 実施機関
町、北海道
- (2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第16節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第5章 第17節 廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町、道及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第28節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

航空災害により、地域に甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は関係機関と連携を図り、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

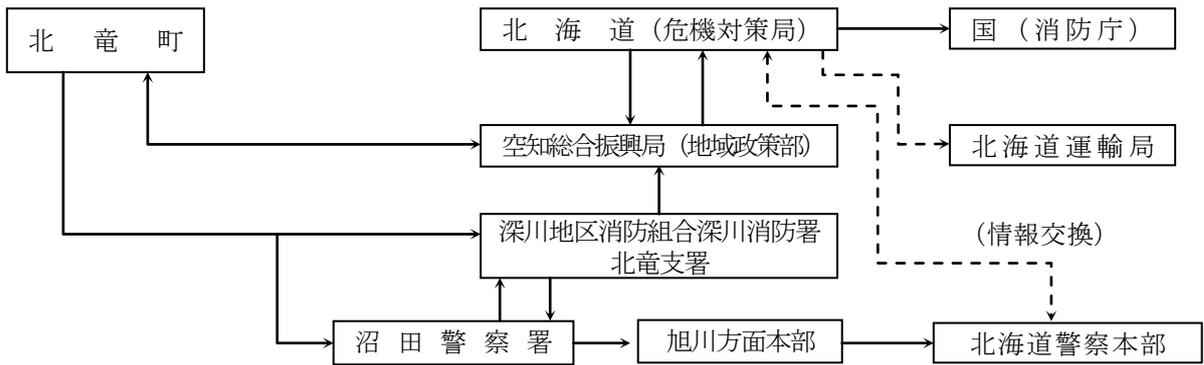
第3 災害応急対策

1 情報通信

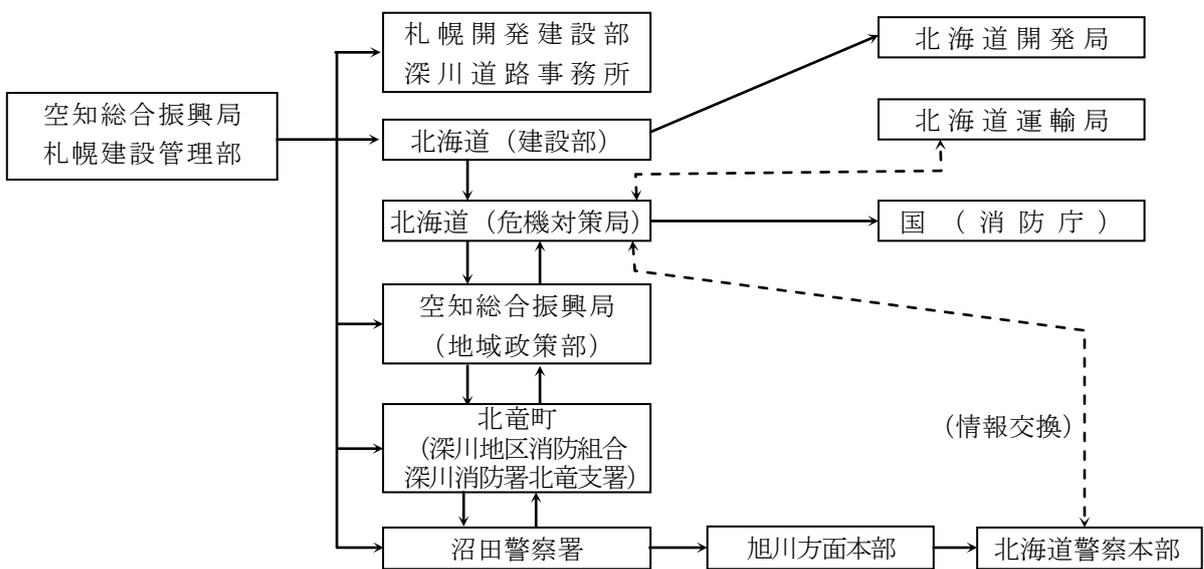
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

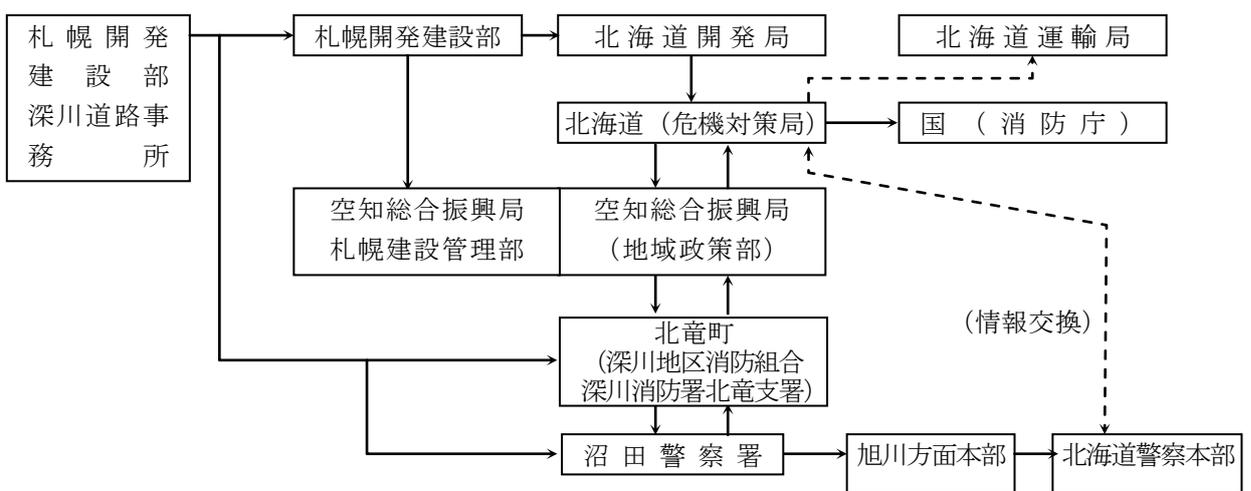
ア 町の管理する道路の場合



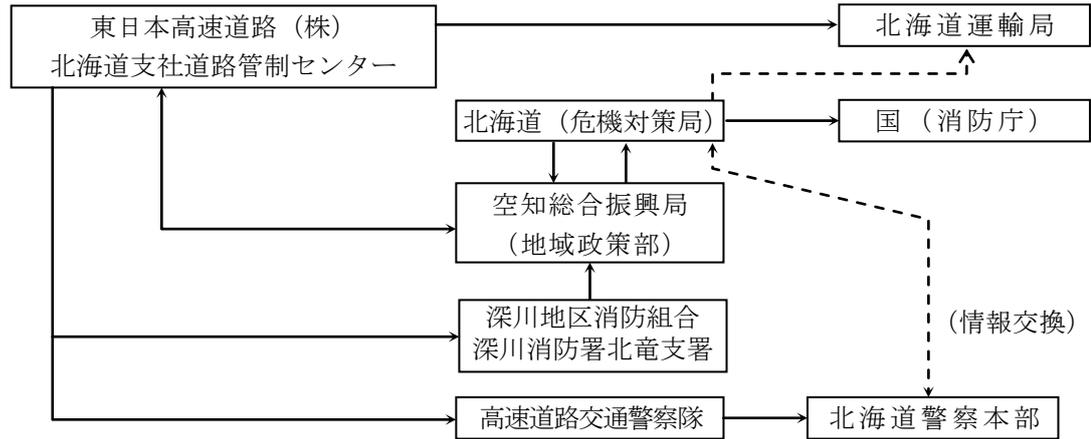
イ 道の管理する道路の場合



ウ 国の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況

- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第3節 町職員の配備体制」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、北海道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第15節 医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、深川地区消防組合深川消防署北竜支署による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署

ア 深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は深川地区消防組合深川消防署北竜支署と連携し、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、「第5章 第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第28節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

道路災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

また、道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの
「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

町は、火災予防上の観点から深川地区消防組合深川消防署北竜支署の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

また、危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、次のとおり必要な予防対策を実施するものとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自

主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、深川地区消防組合深川消防署北竜支署、沼田警察署へ通報する。

(2) 北海道、深川地区消防組合深川消防署北竜支署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講ずるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあ

るときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程及び保安教育計画の策定、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程及び保安教育計画の策定、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図る。

(4) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(5) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を空知総合振興局保健環境部、警察署又は深川地区消防組合深川消防署北竜支署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講ずる。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(4) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、深川地区消防組合深川消防署北竜支署等、関係機関へ通報する。

(2) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

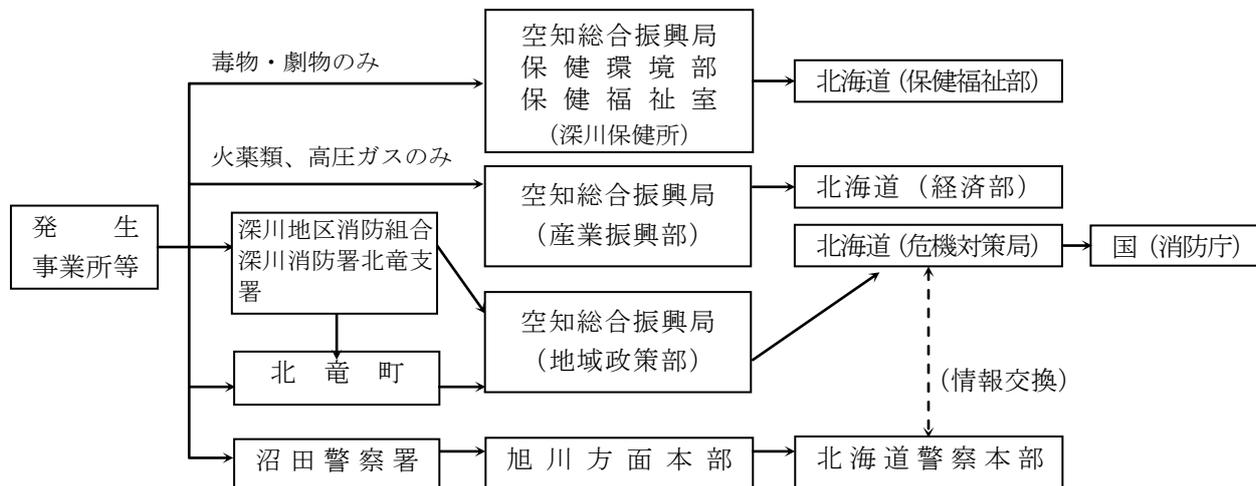
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ロ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
 - (ハ) 医療機関等への情報

- (d) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (e) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性質や状態、人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第3節 町職員の配備体制」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、北海道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

(2) 深川地区消防組合深川消防署北竜支署等

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 町は深川地区消防組合深川消防署北竜支署等と連携して、危険物等災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び防災関係機関は、「第5章 第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

10 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

11 広域応援

町、道及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署等は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第28節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第5 災害復旧

危険物等災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 深川地区消防組合深川消防署北竜支署等

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の策定、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常召集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報の発令

町長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（以下）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

警報発令条件

実効湿度65%以下にして、最小湿度が45%以下となり、最大風速が7m/s以上のとき。
 実効湿度で60%以下のときは、風速が7m/s以上のとき。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、深川地区消防組合深川消防署北竜支署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

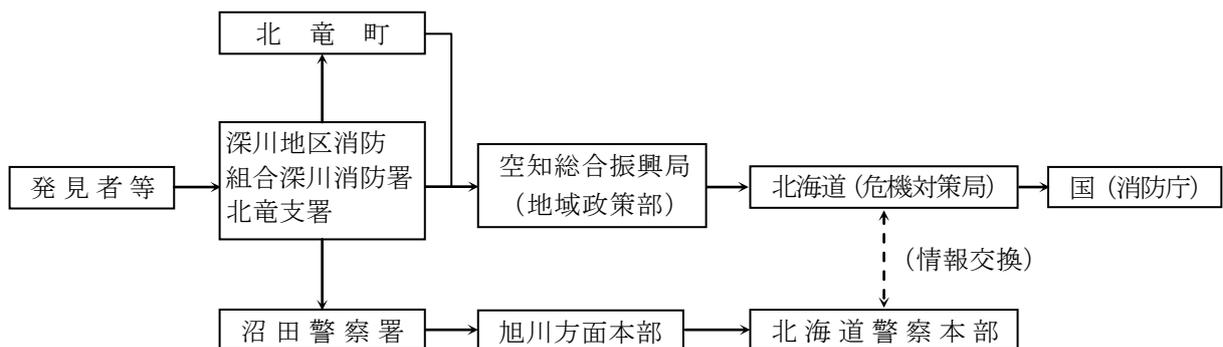
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図る

ため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて「第3章 第3節 町職員の配備体制」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

また、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、北海道が定める「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 消防活動

深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、「第4章 第10節 消防計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。
なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲で

の活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第15節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び関係機関は、「第5章 第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

町、道及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第28節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、十分な思想の啓発をする。
- イ 入林の許可・届出等について指導する。
- ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入対策

林野火災危険期間（概ね4月～6月。以下「危険期間」。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ア 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- イ 巡視員の配置
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(4) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

直営事業地における対策として、各事業地の実情に応じ、事務所、宿舎等の施設及び石油類等の火気取締責任者を定め、事業地内の巡視警戒に当たらせることとする。

イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

前記アにおける対策に準じて山火事警防体制を整えるよう指導する。

なお、場合によっては、請負契約又は売払契約にこれらの条件を付して、山火事警防を確実に実施するよう指導する。

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の機関で構成する北竜町林野火災予消防対策協議会により、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 実施機関

北竜町、深川地区消防組合深川消防署北竜支署、空知総合振興局、空知森林管理署北空知支署、留萌南部森林管理署、沼田警察署

(2) 地区協議会協力機関

北竜町教育委員会、北竜町観光協会、北竜町猟友会、森林保全巡視員、北竜町交通安全指導委員会、北空知森林組合、JAきたそらち北竜支所、報道機関、各町町内会

3 気象情報対策

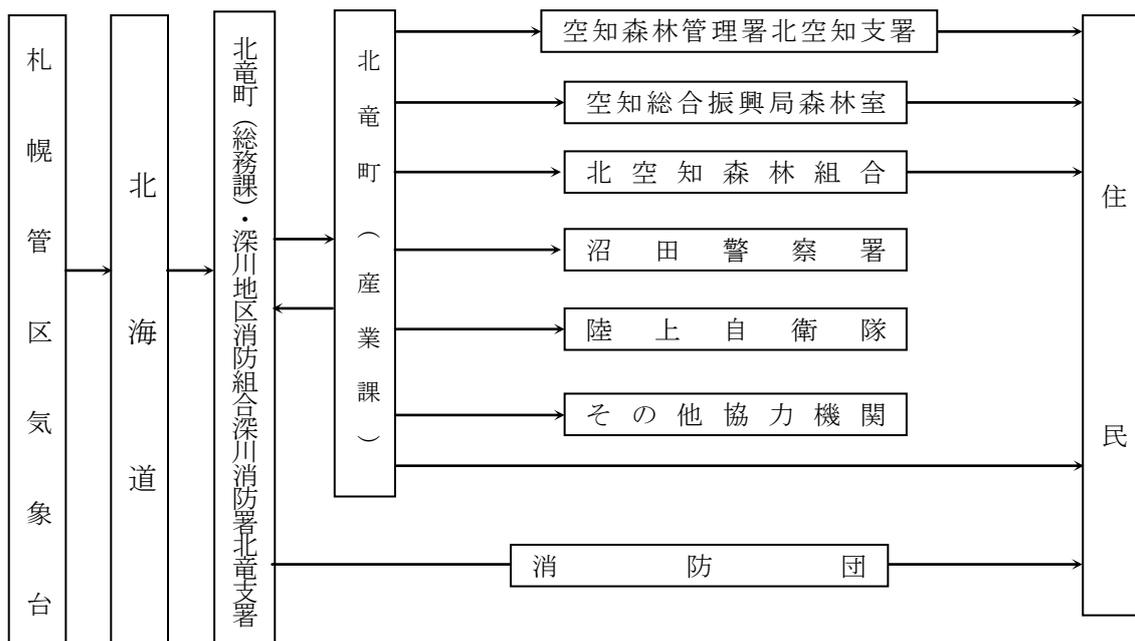
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区气象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第5節 気象業務に関する計画」のとおりである。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を空知森林管理署、北空知森林組合等の関係機関へ通報するとともに、防災無線等により、地域住民に周知徹底を図る。

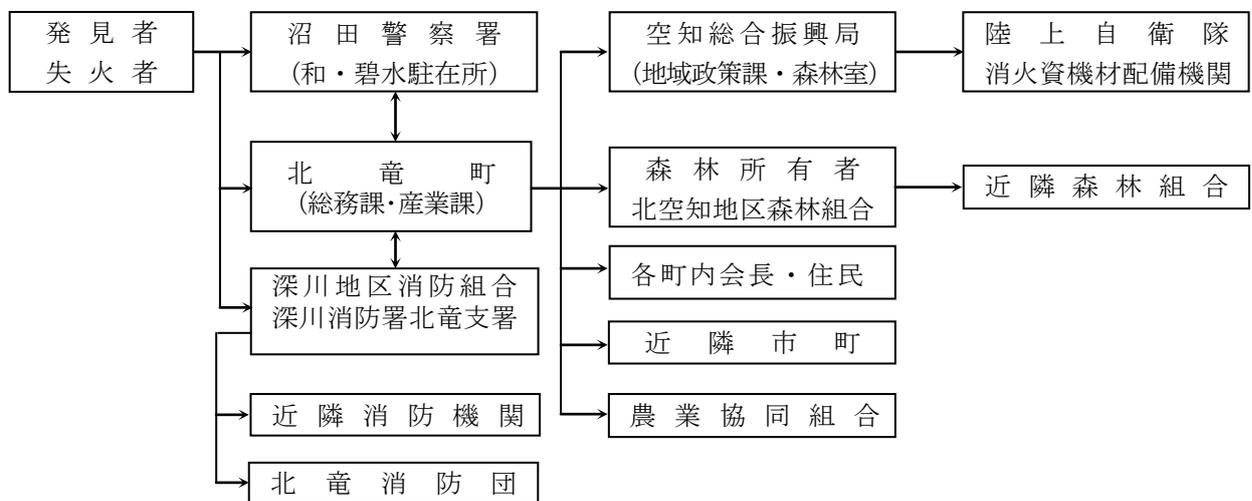
また、町は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令する。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- エ 町及び空知総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況

- イ 家族等の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災無線や広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて「第3章 第3節 町職員の配備体制」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

町は、深川地区消防組合深川消防署北竜支署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、北空知森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第26節 ヘリコプター等活用計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

8 広域応援

町及び深川地区消防組合深川消防署北竜支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十

分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第28節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防本部、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

9 二次災害の防止活動等

(1) 治山事業等

町は、道と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

(2) 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、道と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第4 災害復旧

林野火災により、甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第9章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第8章 雪害・融雪害対策計画

町域に起こりうる雪害・融雪害についての対策の一層の充実を図るため、次のとおりそれぞれについて応急対策を定める。

第1節 雪害応急対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、異常降雪、吹雪等による雪害の応急対策は本計画の定めるところによる。

第1 雪害対策の体制

1 組織

町長は、異常降雪、吹雪等により雪害が発生した場合において気象官署等の情報を基に区域内の降雪及び積雪の状況を的確に把握し、災害対策本部の配備体制を整える等、必要な措置を講ずるものとする。

2 通信連絡体制

通信連絡の方法は、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を動員して、適切な通信体制を確保するものとする。

3 広報活動

複数の広報媒体（広報紙・広報車・チラシ・ポスター等）を利用して、迅速かつ的確に行うものとする。

- (1) 雪害情報（孤立区域・雪崩発生区域等）
- (2) 避難場所等について（避難場所の位置・連絡等）
- (3) 交通通信情報（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込み日時・道路交通状況・通話可能区域等）
- (4) 火災状況（発生箇所・避難指示等）
- (5) 電気等公益事業施設状況（被害状況・復旧状況等）
- (6) 医療及び助産救助所の開設状況
- (7) 食料の供給状況（供給日時・場所・数量・対象者等）

4 被害状況の調査活動

雪害による災害が発生した場合は、総務対策部が各対策部の協力を得て被害調査を行う。

第2 町道の確保

1 除雪の回数

施設対策部長は、町道の幹線及び支線の除雪、積雪状況を把握し、速やかに除雪体制を実施して道路交通を確保するものとし、降雪、積雪量、住宅状況、交通量等を勘案して、除雪

回数を定める。

この場合において、町建設業者の借上げ除雪機械の支援を得るものとする。

第3 積雪時における消防対策

異常降雪及び吹雪等のため、消防車両の通行が停止し、又は停止するおそれがある場合には、次の対策を講ずることとする。

1 除雪車の緊急出動

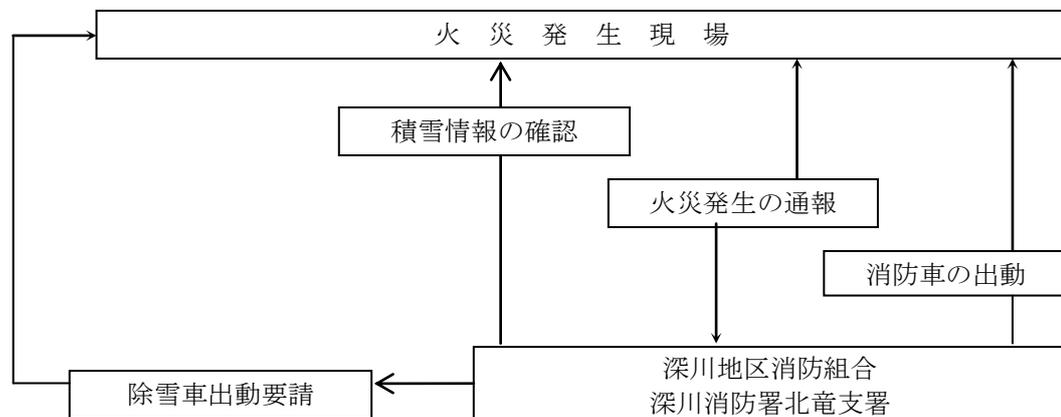
火災発生の通報を受理した場合には、積雪の状況を聴取するか、又は深川地区消防組合深川消防北竜支署の判断により、除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

(1) 除雪車の緊急出動

火災発生の通報を受理した場合には、積雪の状況を聴取するか、又は深川地区消防組合深川消防北竜支署の判断により、除雪車の出動が必要か否かを直ちに決定するものとする。

(2) 除雪出動の要請

除雪車の出動が必要と判断した場合の要請方法は次による。



第4 雪捨場

除雪によって山積みされた雪だまりが道路交通の妨害のおそれ、又は住民の通行上危険があると思われる場合には、適当な広場、河川等に排雪するものとする。

第2節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 気象情報の把握

融雪期において気象官署等の情報を基に、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況、又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものである。

2 水防区域等の警戒

水防区域、その他の地区の融雪による危険を事前に察知し、災害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

なお、町及び消防機関は、地区住民の協力を得て、水害危険区域の巡視警戒を行うものとする。

3 道路の除雪

町長は、雪崩、積雪、融雪滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、各道路管理者と連絡をとり、障害物の除去に努めるものとする。

4 水防思想の普及徹底

町長は、融雪出水に際し、水防に対する住民の協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第9章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第1 実施責任者

町長及びその他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

2 農林業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

8 学校教育施設災害復旧事業計画

9 社会教育施設災害復旧事業計画

10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円

滑に行われるよう努めるものとする。

第5 応急金融対策

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、「第5章 第32節 災害応急金融計画」に定めるところによるものとする。